

佐久市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

長野県佐久市

目次

第1章 基本的な事項

1	望月地域の概況	1
2	人口及び産業の推移と動向	5
3	行財政の状況	11
4	地域の持続的発展の基本方針	13
5	地域の持続的発展のための基本目標	16
6	計画の達成状況の評価に関する事項	17
7	計画期間	17
8	公共施設等総合管理計画との整合	17

第2章 移住・定住・交流の促進

1	移住・定住の促進	18
2	地域間交流の促進	19

第3章 産業の振興

1	農業の振興	20
2	林業の振興	23
3	製造業の振興と企業誘致	25
4	商業、建設業、地場産業の振興と新産業の育成	26
5	観光・レクリエーションの振興	28
6	起業の促進	30

第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

1	交通体系の整備	31
2	交通確保対策	32
3	情報化の推進	33

第5章 生活環境の整備

1	環境保全	34
2	上水道	35

3	下水処理施設	36
4	廃棄物処理	38
5	消防施設	39
6	公営住宅	40
7	安全なまちづくりの推進	41
8	再生可能エネルギーの利用の推進	42

第6章 保健・福祉の向上

1	高齢者福祉	43
2	障がい者福祉	45
3	児童福祉・子育て支援	46
4	健康対策	47

第7章 医療の確保

1	診療施設等	50
2	無医地区対策	51

第8章 教育の振興

1	学校教育施設等	52
2	社会教育施設等	54
3	男女協働参画社会づくりと人権教育の推進	56

第9章 地域文化の振興等

1	地域文化の振興、施設等	58
2	伝統文化の継承と地域活動の発展	60

第10章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1	住民参画、住民との協働の推進	61
2	財政基盤の強化	62

事業計画	63
------	----

第1章 基本的な事項

1 望月地域の概況

【自然的背景】

佐久市は、長野県の東部、県下4つの平の一つである佐久平の中心に位置しています。面積は423.51km²と県内第8位の規模で、冷涼乾燥の内陸性気候の高原都市です。

過疎地域指定を受ける望月地域は、本市の西部に位置し、地域の南端にそびえる標高2,531mの蓼科山、その北側山麓に広がる丘陵地帯にあたります。本地域の面積は、128.64km²で、東西9.6km、南北22.0kmの紡錘形をなし、南北にのびる4筋の細い谷あいには豊かな農地と集落が広がっています。標高差は、1,750mあり、地域の約7割が森林地帯です。

【歴史的・社会的背景】

昭和34年に本牧町、布施村、春日村、協和村の合併によって「望月町」となり、翌年大字茂田井における立科町との一部境界変更の後、平成17年4月1日に、佐久市、臼田町、浅科村との新設合併により現在の「佐久市」となりました。

望月地域には、縄文時代や古墳時代、平安時代の遺跡が数多く点在しており、平安時代には、朝廷に献上する馬を飼育する御牧の「望月牧」が置かれたことから、全国的に望月の名が広く知られるようになりました。

また、古東山道及び中山道の主要な交通路として江戸時代には人々が盛んに往来し、宿場町（旧望月宿、旧茂田井間の宿）として栄えるなど、古くから交通の要衝としての役割を担ってきました。

【経済的背景】

基幹産業である農業については、高原野菜地帯を中心に、一部で後継者や新規就農者が定着する動きが見られる一方で、平成22年から平成27年の5年間で、農家戸数が1,482戸から1,271戸まで約14%減少し、農家世帯に占める高齢者の割合は36%から42%まで6ポイント増加するなど、農業就業者の減少と高齢化が進行しています。（2010年経済センサス、2015年経済センサス）

林業については、林業事業者の減少や高齢化が進んでおり、平成27年国勢調査によると、第一次産業の約3%にあたる26名しか就業者がいない状況です。

商工業については、望月地域外の大型商業施設の立地や新型コロナウイルス感染症感染拡大などの社会経済情勢の影響を受けており、事業者には時代に即した事業の推進や経営を求められているものの、高齢化や後継者不足の進行も相まって、十分な対応ができていない状況が散見されます。

また、本地域には、当時の面影を色濃く残す宿場町といった歴史的観光資源のほか、豊富な自然資源や地域の風土と融和した宿泊施設及び飲食店等が点在しており、市内有数の観光エリアとなっています。

【人口等の動向】

佐久市全体の人口は、昭和 50 年から平成 22 年までの間、緩やかな増加傾向であったのに対し、望月地域の人口は、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年以上にわたり、人口減少に歯止めがかからない状況で、今後もこの傾向が続くと見込まれることから、将来的な集落維持が懸念されています。

【これまでの過疎対策】

望月地域では、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村計画を策定し、過疎対策事業債を活用しながら住民ニーズに対応した施策を展開してきました。

産業振興分野においては、基幹産業である農業及び林業の基盤整備に重点を置き、事業者の高齢化対策や余剰労働力の他産業への転換のための支援を図るとともに、特に若年労働者の確保のための企業誘致を推進してきました。

また、土づくりセンターの設置及び改修、J A ヨーグルト工場建設の補助などにより農業、畜産を一体とした振興を図るとともに、滞在型市民農園「佐久クラインガルテン望月」を整備・活用し、遊休農地の活性化と農業体験を通じた都市住民との交流を図ってきました。

観光振興分野においては、上信越自動車道や中部横断自動車道、北陸新幹線等の高速交通網の整備により、都市との交通利便性が格段に向上したことから、温泉等の地域の恵まれた資源を活用し、春日温泉には交流型観光ニーズをとらえた「交流促進センターゆざわ荘」、布施地区には日帰り温泉施設「布施温泉」を開設し、誘客推進を図ってきました。

交通体系の整備としては、住民の日常生活の不便さを解消するための都市機能として地域内基幹道路の整備を重点的に推進してきました。

情報通信体系の整備としては、避難所等における公衆無線 LAN の整備や、ケーブルテレビ光ケーブル施設設備の整備及び伝送路網の光化を推進しました。

生活環境の整備としては、水道施設や消防施設等の整備を推進し、特に下水処理施設について、平成 2 年度から国の 3 省所管事業を導入することで、計画的に整備を行いました。

医療・福祉・保健分野においては、地域医療の確保のため、無医地区出張診療所等での委託診療や川西赤十字病院の施設改修等を支援するとともに、保健予防

医療の促進を図りました。

また、少子高齢社会に対応した福祉の取組として、地域の保健・福祉の拠点施設として「望月総合支援センター」を、老人福祉の拠点として特別養護老人ホーム「結いの家」及びその周辺の一体整備を実施したほか、保育施設としては地域内4地区の保育園を老朽化等により統合した「もちづき保育園」や、市民の健康増進の場及び県内外の人々の癒しの場として「森林セラピー基地・春日の森」などの整備を推進しました。

学校教育施設としては、地域内の4小学校を統合した「望月小学校」の整備や、老朽化に伴う「望月中学校」の建替工事を行いました。また、パソコンを導入した授業や外国青年招致事業によるALTの導入を推進し、児童生徒の教育環境の充実や国際感覚の涵養などを図りました。

社会教育施設としては、老朽化に伴い望月図書館を移転したほか、図書館機能の強化及び来館者数や貸出し冊数等の増加を促進するため「読書に心地よい椅子コンテスト事業」などを実施、また文化活動の拠点として、大人数の収容が可能な大ホールを備えた「駒の里ふれあいセンター」を整備しました。

地域住民のコミュニティ拠点施設としては、本牧、布施、春日、協和の4地区にコミュニティセンターを整備しました。

また、住民との協働による地域活性化を推進するため、比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業の実施により、伝統文化の継承と書のまちとしての地域振興を図るとともに、「駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業」の実施により、地域住民が自主的かつ主体的に取り組む公益的な事業に対する支援を推進してきました。

各種計画策定等においては、住民を交えた懇談会や説明会、意見交換会等を開催し、官民協働によるまちづくりの推進を図ってきました。

【課題と今後の見通し】

これまでの過疎対策により、生活生産基盤の維持確保や地域活力の創造が図られ、過疎地域の自立は一定程度促進されてきました。しかし、過疎地域の最重要課題の一つである人口減少は、依然として進行しています。本地域は、他地域と比較して、特に年少人口、生産年齢人口の減少が顕著であり、これは出生率の低下などを誘引して、更なる人口減少の進行に繋がることから、これらの解決に向け、一体的かつ総合的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、まず、望月地域に居住する住民がこの地に住み続けたいと思える対策を進めることが重要です。医師不足など地域医療を取り巻く環境が厳しさを増し、地域医療の先行きが危ぶまれているほか、住民の日常的な移動のための交通手段の不足や、耕作放棄地の増加、子育てしやすい環境確保といった課題に的確に対処し、条件不利地である過疎地域においてもこれまで以上の生活生産基

盤を整えていくことが必要です。

そのうえで、地域住民が生き生きと誇りをもってこの地域に暮らし、本地域らしい生活、文化、交流の営みが醸成されることで、これに惹かれて、新たにこの地域に住みたいと思う人の流れを創出していくことが重要です。

実際に、本地域には、これまで独自に紡ぎあげられてきた自然、歴史、文化、風土、住民の気質などの様々な特色に魅せられ、移住してきた方が多い地域であり、そういった移住者と地域住民とが呼応して次々と新たな魅力が生み出されています。

折しも、新型コロナウイルス感染症のまん延を背景に、都市部住民に「地方回帰」の機運が生まれていることから、こういった社会情勢を踏まえ、人の流れを確実化していく必要があります。

その際には、地域の主要な産業となっている農業、観光業などの一層の振興や、テレワーク環境の充実などにより、働く環境の整備を図ることも重要となってきます。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移及び人口動態等に係る状況

望月地域の総人口は、昭和35年以降、人口減少が続いており、加えて、若年者比率の低下と高齢者比率の高まりにより、少子高齢化が進行している状況です。

平成27年度の国勢調査によると、望月地域の総人口のうち、15歳未満の年少人口は約1割で、15歳から65歳未満の生産年齢人口は約5割、65歳以上の高齢者人口が約4割という比率になっており、さらに、0歳から30歳未満では全体の約2割にしか満たない状況で、若い世代の減少という課題は顕著に表れています。

また、平成17年の市町村合併以降の人口動態では、佐久市全体では、自然減が続いているものの、社会動態は増加傾向にあります。望月地域は、毎年200人前後の転入者がいるものの、市全体ほどの転入超過はみられません。

毎年死亡者数が出生者数のおよそ2倍から4倍いることから、自然減が続いている状況です。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	望月地域	14,969	12,013	△ 19.7	11,108	△ 7.5	10,205	△ 8.1	8,822	△ 13.6		
	市 全 域	94,732	89,981	△ 5.0	95,625	6.3	100,462	5.1	99,368	△ 1.1		
0歳～14歳	望月地域	4,721	2,590	△ 45.1	1,874	△ 27.6	1,331	△ 29.0	942	△ 29.2		
	市 全 域	29,475	20,525	△ 30.4	17,947	△ 12.6	15,164	△ 15.5	13,121	△ 13.5		
15歳～64歳	望月地域	9,147	7,664	△ 16.2	6,726	△ 12.2	5,715	△ 15.0	4,672	△ 18.3		
	市 全 域	58,294	58,479	0.3	60,485	3.4	60,881	0.7	56,755	△ 6.8		
うち15歳～29歳(a)	望月地域	3,038	2,086	△ 31.3	1,609	△ 22.9	1,316	△ 18.2	956	△ 27.4		
	市 全 域	20,467	17,809	△ 13.0	16,274	△ 8.6	15,210	△ 6.5	13,037	△ 14.3		
65歳以上(b)	望月地域	1,101	1,759	59.8	2,508	42.6	3,159	26.0	3,208	1.6		
	市 全 域	6,963	10,974	57.6	17,188	56.6	24,416	42.1	28,506	16.8		
(a)／総数 若年者比率	望月地域	20.9%	17.4%	-	14.9%	-	12.9%	-	11%	-		
	市 全 域	21.6%	19.8%	-	17.0%	-	15.1%	-	13%	-		
(b)／総数 高齢者比率	望月地域	7.4%	14.6%	-	22.6%	-	31.0%	-	36%	-		
	市 全 域	7.4%	12.2%	-	18.0%	-	24.3%	-	29%	-		

※国勢調査における「年齢不詳」の人数は、上表に含まない。

表 1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査)

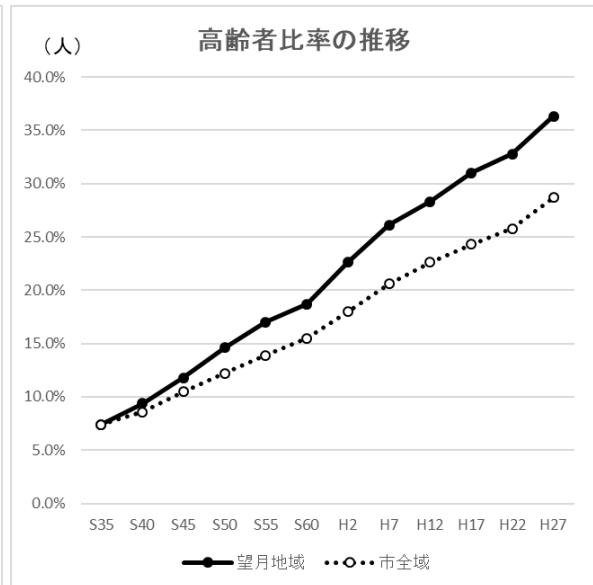
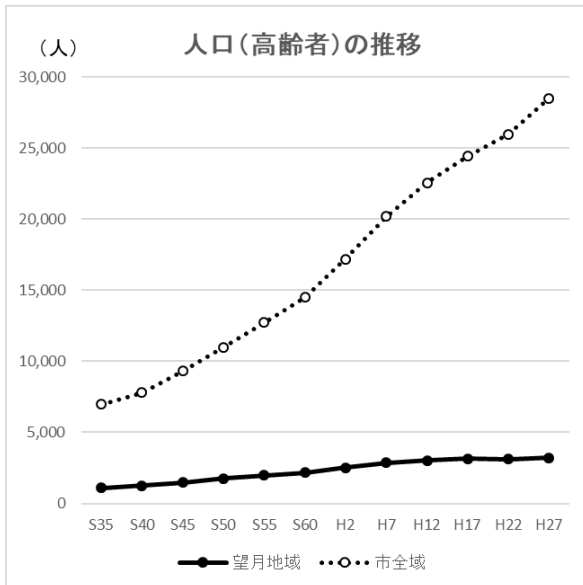
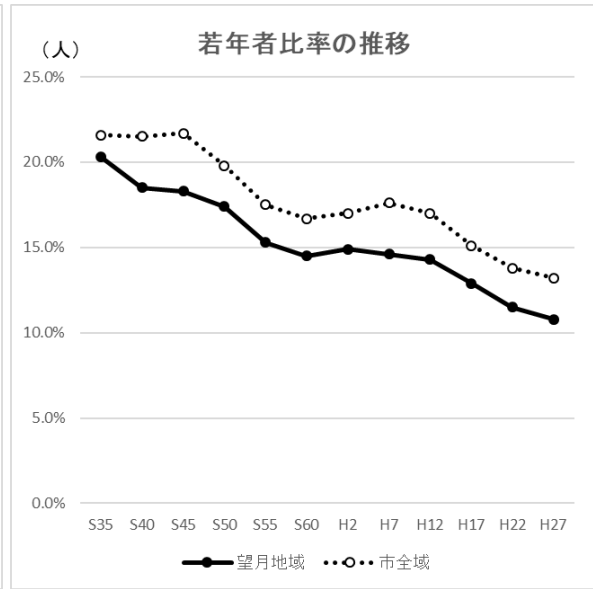
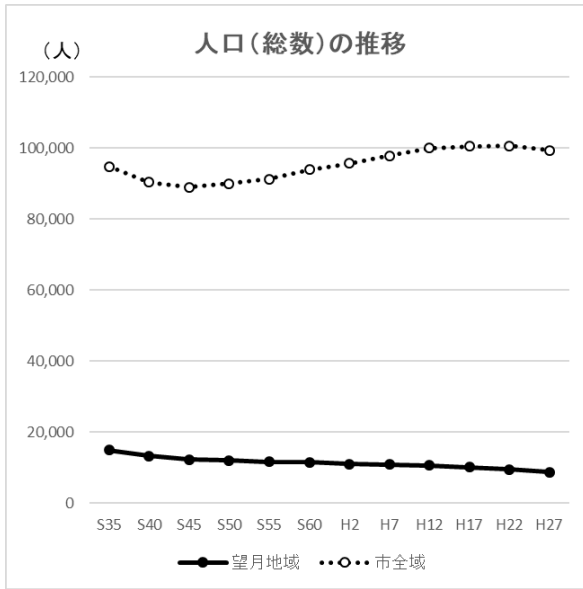


表 1-1 (3) 人口ピラミッドの推移 (国勢調査)

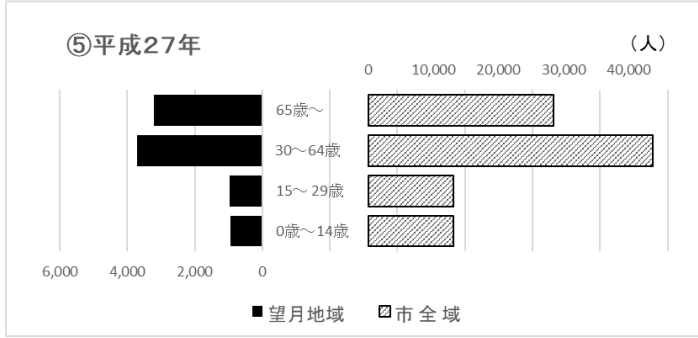
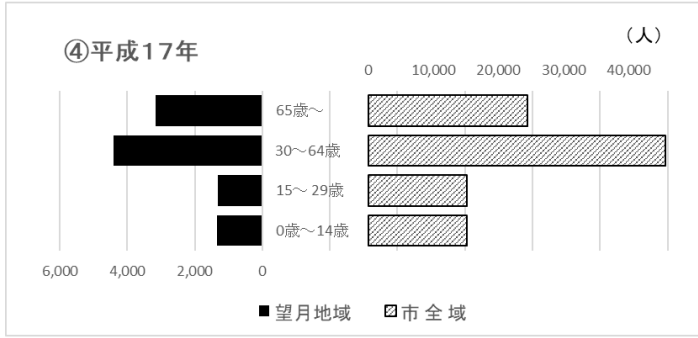
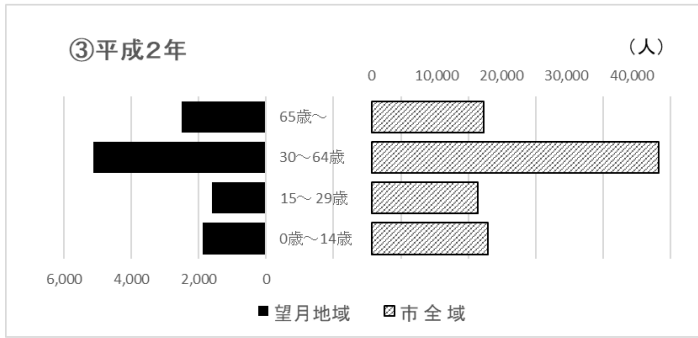
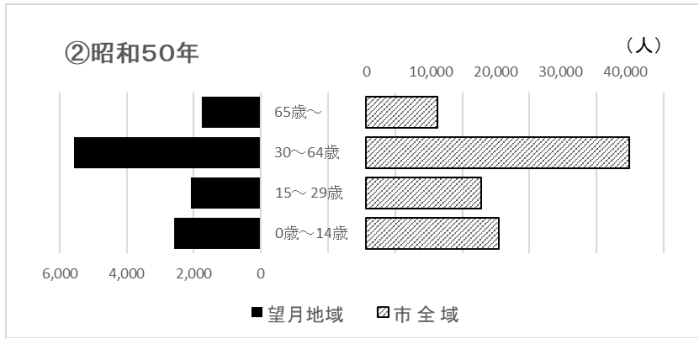
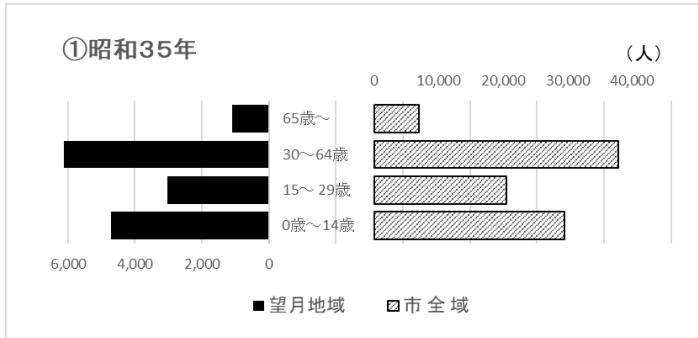


表 1-1 (4) 人口の推移 (住民基本台帳)

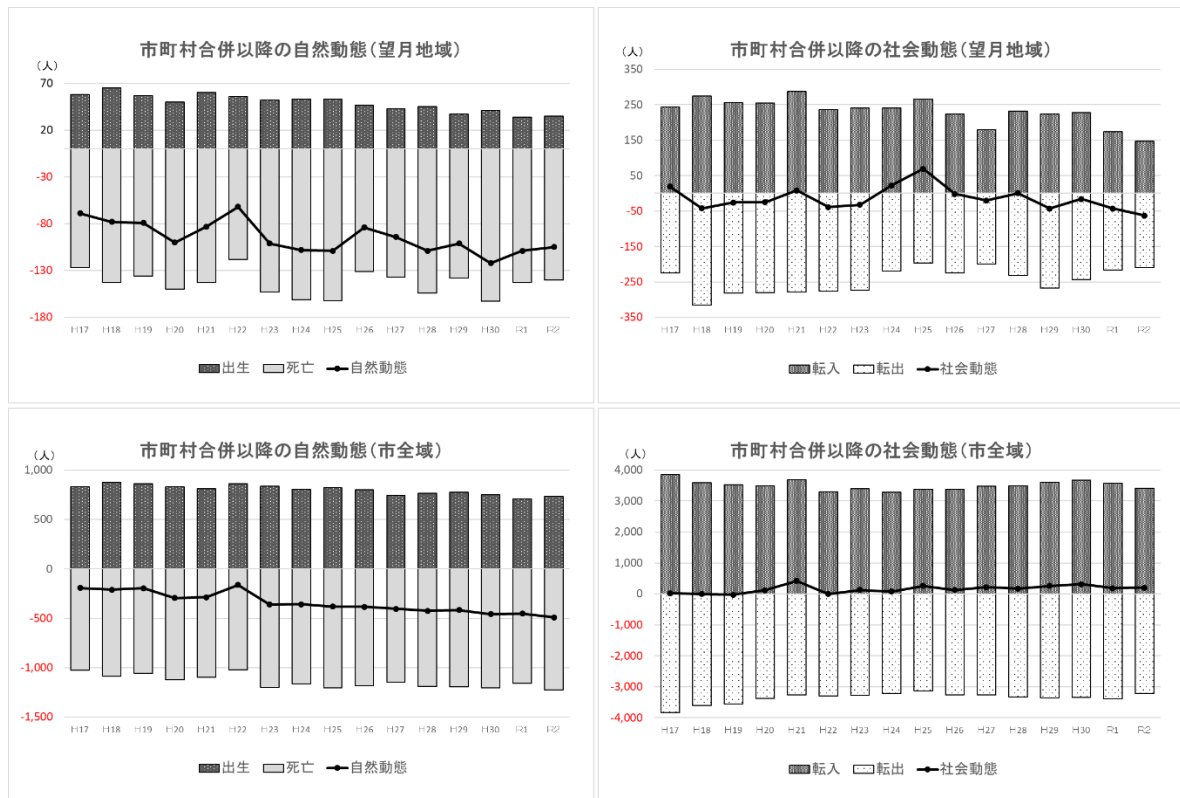
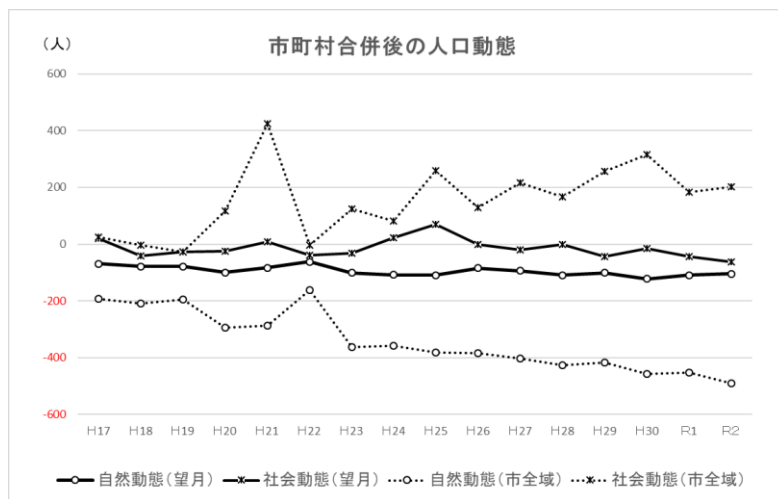


表 1-1 (5) 人口の推移 (住民基本台帳)



(2) 人口の見通し

望月地域の人口は、令和 22 年には 7,000 人を下回り、令和 42 年には 5,278 人まで減少すると見込まれます。

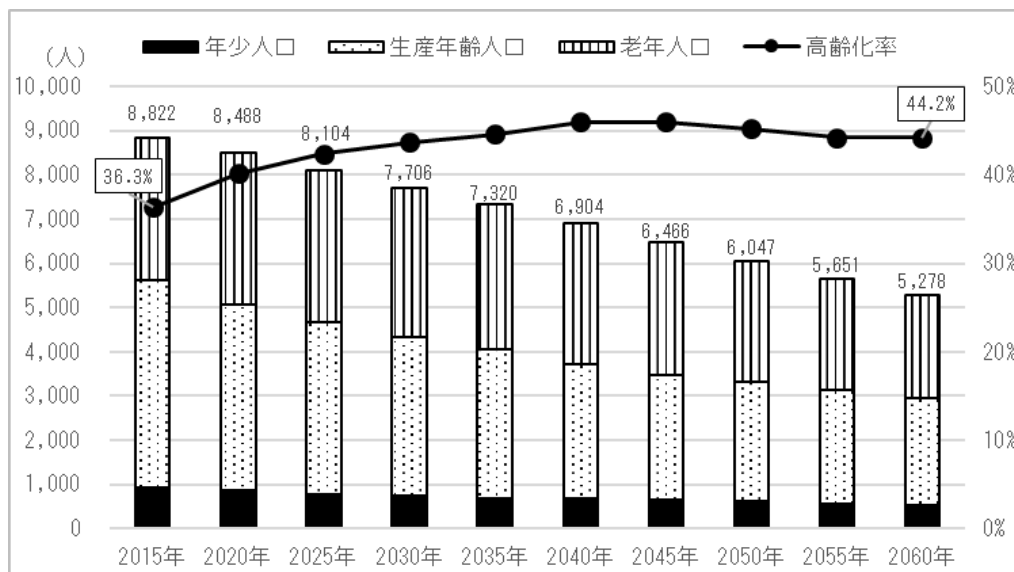
一方で、高齢化率は年々増加し、令和 27 年に 46.0%まで上昇しますが、その後減少し、令和 42 年には 44.2%になると見込まれます。

表 1-2 (1) 望月地域人口の推計 (国勢調査)

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	8,822	8,488	8,104	7,706	7,320	6,904	6,466	6,047	5,651	5,278
年少人口	942	856	768	735	697	675	650	616	575	536
生産年齢人口	4,672	4,224	3,904	3,602	3,355	3,052	2,839	2,692	2,570	2,404
老年人口	3,208	3,408	3,431	3,369	3,268	3,177	2,977	2,739	2,506	2,338
高齢化率	36.3%	40.2%	42.3%	43.7%	44.6%	46.0%	46.0%	45.2%	44.2%	44.2%

※国勢調査における「年齢不詳」の人数は、上表に含まない。

表 1-2 (2) 望月地域人口の推計 (国勢調査)



(3) 産業構造の変化、地域の社会経済的発展の方向の概要

望月地域の就業人口の総数は、人口減少及び少子高齢化の影響も相まって減少傾向にあります。

産業別にみると、昭和期は、就業人口の約7割を第一次産業が占めていましたが、深刻な後継者不足や農家の離農・高齢化などの進行により、減少傾向が続き、平成27年には全体の約2割程度まで減少しました。

一方で、第三次産業の人口は、緩やかではありますが増加の傾向にあり、平成元年の頃から、第一次産業と第三次産業の就業人口比率が逆転しています。

第二次産業の就業人口は、平成2年まで増加傾向にありましたが、平成2年以降は減少傾向となっている状況です。

また、望月地域の産業別就業人口比率の傾向について、佐久市全体の人口比率と同様の増減傾向が見られる一方、就業人口の総数については、地域格差が生じており、過疎化の進行による望月地域の産業全体の落ち込みが明らかになっています。

表 1-3 (1) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	望月地域	8,094	6,701	△ 17.2	6,304	△ 5.9	5,407	△ 14.2	4,567	△ 15.5
	市 全 域	47,131	47,416	0.6	50,555	6.6	50,296	△ 0.5	48,209	△ 4.1
第一次産業 (就業人口比率)	望月地域	5,755 (71.1%)	3,224 (48.1%)	△ 44.0	1,699 (27.0%)	△ 47.3	1,175 (21.7%)	△ 30.8	922 (20.2%)	△ 21.5
	市 全 域	26,874 (57.0%)	14,648 (30.9%)	△ 45.5	7,503 (14.8%)	△ 48.8	6,060 (12.0%)	△ 19.2	4,262 (8.8%)	△ 29.7
第二次産業 (就業人口比率)	望月地域	956 (11.8%)	1,754 (21.7%)	83.5	2,391 (37.9%)	36.3	1,697 (31.4%)	△ 29.0	1,282 (28.1%)	△ 24.5
	市 全 域	8,002 (17.0%)	16,260 (34.5%)	103.2	21,611 (42.7%)	32.9	16,443 (32.7%)	△ 23.9	13,847 (28.7%)	△ 15.8
第三次産業 (就業人口比率)	望月地域	1,383 (17.1%)	1,717 (21.2%)	24.2	2,214 (35.1%)	28.9	2,521 (46.6%)	13.9	2,335 (51.1%)	△ 7.4
	市 全 域	12,252 (26.0%)	16,434 (34.9%)	34.1	21,437 (42.4%)	30.4	27,648 (55.0%)	29.0	29,128 (60.4%)	5.4

表 1-3 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

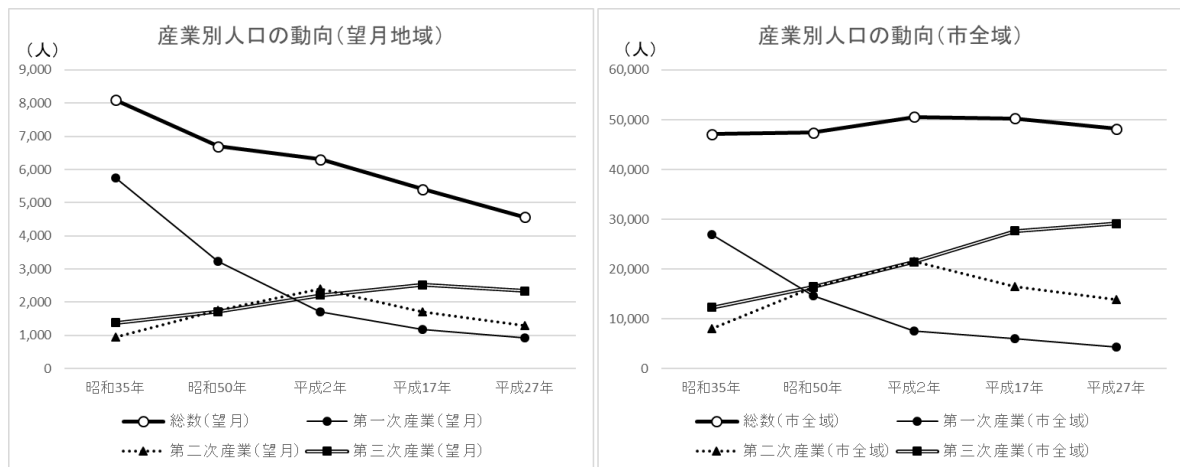
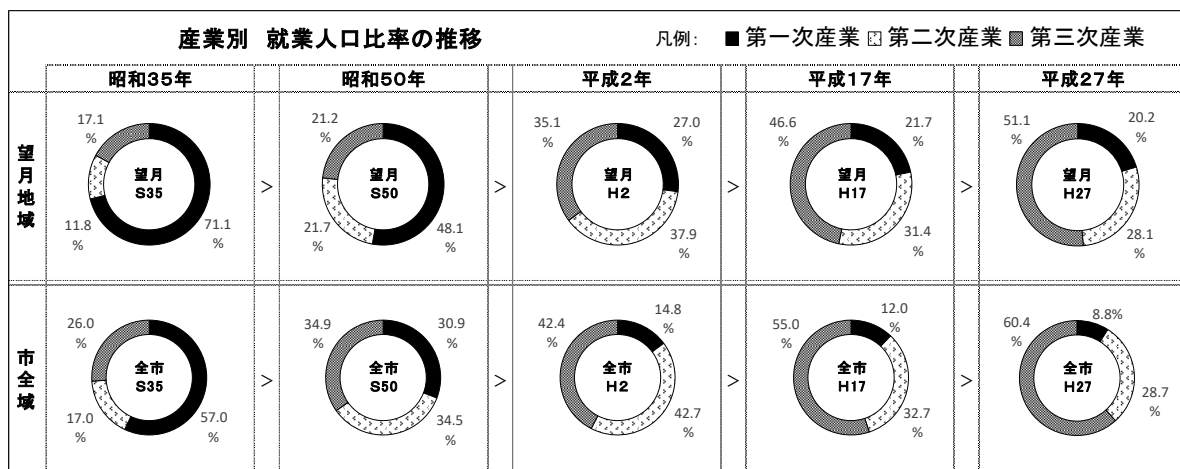


表 1-3 (3) 産業別就業人口の推移 (国勢調査)



3 行財政の状況

全国的な景気の低迷や急速な高齢化の進展、さらには頻発する地震や台風等の自然災害、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった様々な社会経済情勢の影響により、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、本市では、経常経費の縮減、補助金の見直し、民間活力の導入などにより、比較的健全な財政運営が保たれていますが、今後も多様化・複雑化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上を図るため、効率的な財政運営を推進していくことが求められています。

このため、市税収納率の向上や適正な受益者負担、企業誘致などによる自主財源の確保に努めるとともに、長期的な財政計画に基づき、将来にわたり健全財政を堅持する必要があります。

また、市民の日常生活圏は、高速交通網の整備や高度情報通信社会の進展に伴い、市域の枠を超えて拡大しており、行政需要も多様化・広域化していることから、近隣市町村と連携し、広域的視点に立った行政運営を進める必要があるとともに、限られた行財政資源のもと、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働を推進する必要があります。

表 2-1 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度(佐久市)	平成27年度(佐久市)	令和元年度(佐久市)
歳入総額 A	47,444,160	52,192,552	50,102,046
一般財源	31,076,597	32,375,629	33,519,998
国庫支出金	4,906,416	5,030,193	4,853,399
都道府県支出金	1,971,311	2,421,412	2,667,495
地方債	5,767,300	7,730,900	5,487,000
うち過疎債	64,700	1,151,400	468,400
その他	3,722,536	4,634,418	3,574,154
歳出総額 B	45,956,055	50,483,939	48,499,248
義務的経費	18,262,144	19,243,122	19,304,061
投資的経費	6,502,775	12,034,187	9,071,877
うち普通建設事業	6,388,888	11,953,233	7,765,911
その他	21,191,136	19,206,630	20,123,310
過疎対策事業費	102,411	1,225,952	529,738
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,488,105	1,708,613	1,602,798
翌年度へ繰越すべき財源 D	375,186	361,925	467,273
実質収支 C-D	1,112,919	1,346,688	1,135,525
財政力指数	0.55	0.51	0.51
公債費負担比率	13.4	19.2	17.6
実質公債費比率	5.7	0.1	-0.6
起債制限比率	4.9	1.6	1.2
経常収支比率	78.8	78.4	78.4
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	41,332,594	49,358,390	45,400,415

表 2-2 主要公共施設等の設備状況

区 分	昭和55年度末		平成2年度末		平成12年度末		平成22年度末		令和元年度末	
	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域
市町村道										
改良率(%)	15.7	19.0	33.5	46.9	40.3	53.1	46.0	55.5	53.8	64.1
舗装率(%)	22.9	39.6	54.6	76.6	65.4	83.6	71.2	84.3	78.5	86.2
耕地1ha当たり農道延長(m)	95.2	96.4	55.1	83.2	17.8	60.6	6.5	17.6	4.1	6.5
林野1ha当たり林道延長(m)	19.1	16.4	16.4	16.3	16.2	13.0	12.7	9.5	12.7	9.5
水道普及率(%)	96.9	99.9	97.7	97.5	99.7	99.0	99.8	99.2	99.8	99.5
水洗化率(%)	—	0.0	—	0.0	59.4	28.8	86.9	66.6	94.2	79.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	15.2	9.0	17.0	10.4	16.2	8.9	14.5	8.5	13.7	9.8

4 地域の持続的発展の基本方針

望月地域における現況及び過疎対策の成果と課題、「第二次佐久市総合計画」や「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等のまちづくりの方向性等を踏まえ、望月地域の持続的発展の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 地域の将来像

「ひとがひとをつなぎ、暮らす人々に愛されつづけるまち」

- ・地域住民がこの地の暮らしの豊かさを実感し、この地に住み続けたいと思うまち
- ・この地の人財や風土に惹かれ、新たな人の流れが生まれるまち

(2) 将来像実現のための基本方針

- ア この地で暮らしていけると地域住民が思えるまちの機能を確保します
地域医療環境への不安、交通手段の不足、耕作放棄地の増加、子育て環境の確保といった地域住民の抱える不安を解消するとともに、地域間を結ぶネットワークの維持確保、主要産業の育成や企業誘致、保健福祉の向上などにより、生活に必要な機能を整え、この地に住む住民が将来まで暮らしていくことができる環境を確保します。
- イ この地を誇りに思い、暮らしたいと思える地域の魅力を磨き上げます
豊かな自然環境、地域に根付いた文化、特徴ある地域活動、さらには、これらを支える豊かな人財、地域の将来を担う次世代といった地域の魅力・財産を磨き上げ、この地に住む人がこの地を誇りに思える地域づくりを推進します。
- ウ この地を新たに愛する人を創出します
適切な情報発信や交流施策の充実などにより、関係人口、交流人口の増加を図り、地域の魅力、地域住民がこの地に誇りを持って暮らしている様子などの「望月らしさ」を伝達する機会を創出するとともに、これに惹かれて、この地との関わり合う人、移り住む人を増加させるための体制整備を図ります。

(3) 施策の柱

- ア 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
○将来を担う子どもから生涯現役の高齢者まで、生涯にわたり、主体的・創造

的に学び、生きる力を育むまちづくりを推進します。

○これまで育まれてきた地域文化を未来に継承するとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することができるまちづくりを推進します。

イ 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

○まちのもつ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを推進します。

○地域の中心拠点と集落を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来に渡り質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを推進します。

ウ 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

○地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを推進します。

○働く場、働きの質を確保することで、働きやすく暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手がさらに活躍できるまちづくりを推進します。

○豊かな自然環境や地域文化を活かした観光地に多くの人が集い、交流する、魅力あるまちづくりを推進します。

エ 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

○一人ひとりが質の高い暮らしを営み、人口減少社会の中ですべての世代が地域を支えるために必要不可欠となる健康長寿を具現化するまちづくりを推進します。

○ライフステージの違いや、病気や障害の違いに応じた支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを推進します。

オ 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

○暮らしの豊かさや新しい人の流れを生み出す魅力の源となる、美しい景観、水と緑あふれる豊かな自然環境をさらに輝かせ、将来に繋げていくまちづくりを推進します。

○晴天率の高さや豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギーの利活用などを推進することで、地球環境に優しいまちづくりを推進します。

○環境と調和した美しさや、充実した生活環境が生み出す心地よさといったまちの魅力さをさらに輝かせ、住み続けたいくなる、また、住みたいくなる快適さのあるまちづくりを推進します。

カ 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

○自然災害への不安や社会不安を解消し、住む場所や暮らし方に関わらず、誰もが安心して住み続けることができる安全なまちづくりを推進します。

キ ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

○市民、民間事業者、行政など、様々な主体が一体となって、満足できる政策を考え、進める、人の力が生きるまちづくりを推進します。

○高速交通網の充実といった特徴を生かし、地域外との更なる交流、結びつきを拡大することで、多くの人がまちに集う、地域の力が生きるまちづくりを推進します。

5 地域の持続的発展のための基本目標

望月地域における地域課題の解決及び地域の持続的発展に向け、次のとおり基本目標を設定します。

この基本目標を達成するための各種取組により、「ひとがひとをつなぎ、暮らす人々に愛されつづけるまち」となり、過疎の状況を脱却するとともに、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を図ります。

(1) 社会動態に関する基本目標

人口減少が続いている状況を踏まえ、計画期間中に、現状よりも改善することを目標とします。

	基準値	目標値
望月地域への年間転入者数	147名 (R2(2020))	150名以上 (R7(2025))
望月地域からの年間転出者数	210名 (R2(2020))	200名以下 (R7(2025))

(2) 市民満足度に関する基本目標

基本方針に掲げるとおり、地域住民がこの地で暮らし続けたいと思える誇れるまちをつくりあげ、移住・定住の促進や経済活動の活性化等を図ります。

そこで、住民の「暮らしやすさ」に係る満足度をさらに高めることを目標とします。

	基準値	目標値
「佐久市は住みやすい」と回答する望月地域住民の割合	69.3% (H27(2015)～R2(2020)の平均)	80.0% (R7(2025))

6 計画の達成状況の評価に関する事項

佐久市過疎地域持続的発展計画に基づき実施する各種施策の進捗状況について、PDCAサイクルによる事業推進を図っていくため、毎年度末に、内部で評価・検証を行い、今後の課題等を整理します。

翌年度の5月頃、評価・検証結果について、望月地区区長会において報告を行い、外部による評価をいただくとともに、区長会を通じて地域住民の意見を取り入れ、施策の立案及び推進に反映します。

7 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 基本的な考え方

人口減少社会において、また、住民の移動の広域化が進む中で、全ての公共施設等を維持し続けることは、財政的に困難であり、また合理性にも欠けるため、統合や削減も含めた抜本的な対策を講じる必要があります。

したがって、今後、公共施設等を総合的に管理するに当たっては、まず、公共施設等におけるサービスと施設を分けて考え、市全体におけるサービスのあり方とともに、施設の規模や数を適正化するよう、取り組むことが重要となります。同時に、適正化された施設を適切に管理運営する体制を構築していくことも必要となります。

このため、具体的な取組を進めるための仕組みの整備や必要な情報の一元的な管理・提供など、公共施設等の総合的な管理を効率的に進めるための環境を整えていくことが、重要になってきます。

(2) 当該計画における考え方との整合性について

今後過疎地域の持続的発展に取り組むに当たり、新たに公共施設等を整備するときは、総合管理計画との整合を図るため、施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討します。

また、既存施設の管理運営に当たっては、長寿命化や民間活力を生かした取組の推進により、経費節減を図ります。

第2章 移住・定住・交流の促進

1 移住・定住の促進

（現況と問題点）

望月地域は、市内でも人口減少が著しい地域であることから、移住・定住の促進に向けた取組が非常に重要となっております。

この人口減少に伴う地域課題の一つに、空き家の増加があります。平成28年度に実施した市内空き家調査において、市内には3,000戸を超える空き家が存在していますが、そのうちの約1割以上が望月地域にあることから明らかなです。景観上、また防犯上や有害鳥獣被害防止の観点からも、空き家の処分のほか、移住者等に活用してもらうための対策を講じることが必要です。

また、少子高齢化や人口減少の影響による地域の担い手不足の問題も深刻です。

市内でも特に豊富な自然資源や歴史・文化資源等を有する望月地域において、移住・定住希望者に対する積極的な情報共有や支援を行うことにより、新たな人材の確保や地域コミュニティの再興・活性化を図り、持続的発展を実現することが重要です。

（その対策）

人口減少対策としての空き家を活用することについて、地域住民との協働により包括的に取組を推進していきます。

また、空き家所有者に対し、処分及び利活用等に関する専門的な知識・情報を提供するなど、必要な支援を推進することで、官民が共に空き家対策について考え、取り組む機運を醸成していきます。

また、お試し移住ニーズ等に対し、利活用の一環として移住検討者等への空き家の貸出や売却を促進し、移住後の地域とのつながりに対する支援を行うなど、持続的発展に向けた移住・定住の仕組みづくりを推進します。

（計画）

- 地域の魅力発信による移住の推進及び定住の促進
- 空き家の有効活用による都市住民との交流拡大及び定住促進の取組
- 所有者に対する空き家の処分・利活用等の促進

2 地域間交流の促進

（現況と問題点）

人口減少に伴う地域の担い手不足を解消するため、地域外からの人材確保に向けた取組等により、地域間交流を促進し、関係人口の創出を図ることが重要です。

これまで、望月地域は、自然資源が豊富で農業が盛んなこと等から、都市住民との体験型農業による交流の取組や滞在型市民農園「佐久クラインガルテン望月」等の施設を活用した関係人口創出に向けた取組を実施してきました。

また、望月地域の魅力に惹かれて移住してきた住民たちが、特色ある飲食店の経営や主体的な地域活動を行うなど、既に地域の重要な担い手として活躍されていることから、地域住民と関係人口との協働による取組の推進を図っていくことが重要です。

（その対策）

関係人口の創出に向けた第一歩として、まずは佐久市の認知度を高めることが重要であるため、本市の魅力等について、積極的な情報発信を推進します。

また、国による地域との関わりについてのアンケート調査結果において、関係人口の来訪が多い地域ほど、三大都市圏からの移住が多い傾向があることが明らかとなっており、移住・定住につなげるためにも、全国の成功事例等を参考に、望月地域の特徴を生かした交流施策の展開を推進していきます。

（計画）

- 農業・林業等に係る体験型交流施策の推進
- 住民との協働による交流創出の推進
- 関係人口の創出による持続可能な地域づくり

第3章 産業の振興

1 農業の振興

【農業】

（現況と問題点）

望月地域の農業は、高原野菜地帯を中心に、一部で後継者や新規就農者が定着する動きも見られますが、総じて就農者の高齢化が特に進んでおり、農家における後継者及び担い手の確保が一層深刻となっています。

一方、地域の土地基盤整備関係については、重点施策として進めてきた水田のほ場整備が完了し、水稻における機械化農業が確立されていますが、用水路等の経年劣化が見られ、施設改修が求められています。畑地については、経営規模の拡大を図るため、畑地造成事業を行い、併せて幹線農道の改良舗装等も順次整備を進めてきました。

また、観音峯活性化センターや佐久クラインガルテン望月等の有効利用により、地域の活性化が図られています。土づくりセンターでは、堆肥処理等を通じ、耕種農家と畜産農家との連携が図られ、耕種農家への良質堆肥の供給及び畜産農家の飼育環境の整備と畜産公害防止にも大きく役立っています。

これからの農業は、農畜産物の需要停滞や輸入自由化問題等厳しい状況の中で、水稻・野菜・畜産を主体に地域の特産物を含め、地域経済の主軸として振興を図ることが重要です。また、農業後継者や新規就農者を育成し優良な農用地を確保して利用増進を図るとともに、地元農産物の安定的な生産を推進し、高原野菜の一大産地化の取組や地産地消の促進により地域振興を図るなど、諸課題に対し積極的な施策を一層推進していく必要があります。

（その対策）

本地域における農業振興の基本目標は、収益性の高い高度な機械化農業の確立と、環境への負荷の軽減に配慮した農業の推進としており、その達成に向け、豊かさゆとりが実感できる安定的な発展を目指した明るく住みよい農村づくりに取り組む必要があることから、恵まれた自然環境を大切にしてその活用を図り、地域農業の柱である水稻・野菜・畜産の3品目を中心に、地域特産も含めて安定した生鮮農産物供給基地としての位置付けを今まで以上に強化するとともに、地場産品の研究や開発等に取り組み、山村振興地域を含めた中山間地域の農業と農村の活性化を図ります。

さらに、地域資源を活用した体験型農業等の都市との交流事業を進めるとともに、定住促進及び国土環境の保全を目指して、中核的担い手である若者が定住できるよう、魅力ある農村建設のための各種施策を推進します。

また、人・農地プラン等に基づき、認定農業者等の育成支援、農地流動化の推進、新規就農者の確保育成、女性参画の推進及び高齢就農者の活動支援等を図るとともに、地元農産物の産地化等を含め有機農業等の環境にやさしい農業や地産地消等の支援を進めます。

(計画)

- 生産基盤の充実を図るための各種施策
- 経営基盤の安定及び収益性の高い農業を目指した農用地等の流動化及び土地の集積化の推進
- 農業に係る経営近代化施設の整備
- 農業の担い手育成施策の推進
- 新規就農希望者の研修に係る施設等の機能向上及び新規就農支援
- 高原野菜を中心とする農産物の販売流通体制の確立及び充実
- 地域の特性を生かした地域特産物の開発と生産・加工・販売網等の確立
- 地産地消の推進
- 遊休荒廃農用地対策に係る施策の推進

【農道・用水路】

(現況と問題点)

現在、望月地域の農道は、全 92 路線、総延長 15,174mあり、市内他地区と比較して路線が多いため、老朽化等に伴う計画的な整備が必要な状況です。

また、用排水路についても、老朽化の進行による漏水や法面崩壊等が発生しており、用水管理組合等の受益者による管理が行われているものの、市に対する整備改修の要望も多く挙がっている状況です。

(その対策)

現況調査及び農道台帳等により、農道や用水路の実態を把握し、地域内市道の整備と調整を図ったうえで、引き続き幹線農道及び集落間農道の改良整備を推進し、農業の振興を図ります。

また、用水管理組合等と協議を行い、改修必要箇所等について地元との合意形成を図ったうえで、計画的な整備改修を推進します。

地域の共同による農道及び用水路等の保全管理や補修、長寿命化のための活動を支援します。

(計画)

- 整備済みのほ場内農道や用排水路の舗装整備
- 広域的な地域間交流と活性化を図るための集落間農道の整備

- 遊休農地の原因ともなっている急坂農道等の整備
- 各種事業の導入による農道の改良舗装整備及び用排水路等の整備
- 地域の共同活動等に対する支援制度活用の促進

【鳥獣被害対策】

（現況と問題点）

近年、森林の荒廃や遊休荒廃農地の拡大等により、有害鳥獣が市街地にまで出没し、農作物等に多大な被害を与えています。

（その対策）

駆除、捕獲資材の購入や新規狩猟免許等の取得経費補助等により捕獲体制を整備するとともに、緩衝帯整備等の環境整備を推進することで、野生鳥獣による農林業被害の軽減を図ります。

（計画）

- 野生鳥獣保護管理対策の推進
- 有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進
- ICT等を活用した有害鳥獣害対策の検討及び推進
- 農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推進

2 林業の振興

【林業】

(現況と問題点)

望月地域の森林面積は、8,625haあり、総面積の約67%を占めています。

森林は、林産物の供給のほか、水源かん養や災害の防止、環境保全等、多面的な機能を発揮している非常に価値ある地域資源のひとつですが、林業事業者の減少や高齢化が進んでいることや、木材輸入量の減少傾向に伴い国産材の供給は増加傾向にある一方、木材に代わる資材の開発などによる木材価格の低迷化など、林業を取り巻く情勢は厳しさを増し、林業そのものの停滞を招いている状況です。

また、戦後に造林されたカラマツが、木材として利用可能な時期を迎えているものの、間伐を主体とした保育施業による健全な森林の造成を継続して実施する中で、大径材生産をいかに図っていくかが課題となっています。

本地域の人工林率は、県内の平均値よりも高く、保育（下刈・除伐・間伐）についての施策の充実が求められることから、長期展望に立った森林資源の保持培養に努め、適切な林内路網の整備や森林施業の実施等の取組により、地域林業の振興を図ることが必要です。

(その対策)

森林造成事業の活用など各種補助事業施策の積極的な導入により、佐久市森林整備計画に基づき、効果的な諸施策を実施し、経営基盤整備や林業機械の近代化促進などに取り組みます。

また、令和元年度から譲与されている森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進し、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

さらに、地域材の利用を促進するため、生産・加工・供給に関連する木材業者、工務店、設計者と連携し、消費拡大を図ります。

森林整備とあわせた資源の活用は、自然環境の保護という観点だけではなく、豊かな自然を体感できる取組として新たな分野への展開が期待されることから、実効性のある事業を検討していきます。

(計画)

- 松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整備の実施等による造林保育の推進
- 計画的な間伐対策の推進
- 森林事業の実施体制の整備（森林組合等による不在林有者への対応を含む）
- 特用林産物生産の振興及び販売網の確立

- 林業振興のための積極的な広報活動の推進
- 木材の流通促進
- 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するための私有林整備の促進
- スマート林業の実現に向けたICTの導入

【林道】

（現況と問題点）

林道は、林業活動の機械化による経費の削減や合理化、保育、除間伐等の森林の適正維持管理を図る上で欠かせないものであるため、林道網のきめ細かい整備拡充が重要となっています。

また、森林の有する多面的機能を生かした森林の総合的利用の促進は、地域林業振興にとって重要な役割を担っており、治山治水にも大きな役割を果たしていることから、林道の整備を引き続き推進していくことが必要です。

（その対策）

森林施策の計画的な推進により、林業生産性の向上や森林資源の高度利用、地域生産活動の活性化及び地域住民の交通網としての活用を図るため、林道の整備を推進します。

現在進めている基幹林道の改良舗装事業について、恒常的かつ安全な運行を確保するべく、重点的整備の継続実施により、充実を図るとともに、一般林道についても改良舗装を推進し、林道網の拡充を図ります。

作業道について、改良及び急勾配箇所改修を実施し、維持管理の軽減を図るとともに、作業機械や機材の搬入出、林業林産物の搬出環境の整備を推進します。

（計画）

- 林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備
- 林業振興のための林道橋りょう長寿命化の推進

3 製造業の振興と企業誘致

(現況と問題点)

望月地域の製造業は、酒造・木材・薬用人参・乳製品加工などの地場産業などを主として、比較的小規模な企業が点在しています。北陸新幹線、上信越自動車道及び中部横断自動車道などの高速交通ネットワークの発達によって、首都圏や北陸地方などへのアクセスが良くなり、輸送面での条件は改善しましたが、山間部であることから十分な平坦地の確保が困難なことなどが企業誘致における課題となっています。

望月地域における少子化の進行に歯止めをかけるために、若者が定住できるよう、若者の働く場の確保が必要です。

(その対策)

企業の地方回帰や働き方の多様化が進む中、特にサテライトオフィス等の小規模立地を希望する研究開発機関、製造業、情報サービス業等について、望月地域が持つ自然環境や地域資源を魅力として捉えてもらえるよう、企業ニーズを把握しながら、望月地域の魅力を発信し、企業誘致に取り組みます。

また、既存企業の育成支援も重要な課題であり、省力化設備の導入、技術力の強化、多角的な経営や待遇改善など、生産性や収益力等が向上するよう、国・県・市の制度(補助金等や各種融資等)の有効活用及び商工会等との連携による経営相談・指導等を促進します。

人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化を推進するため、地元企業に就職できるよう、職業安定協会等の関係機関等との連携を図ります。

さらに、東信州次世代産業振興協議会をはじめ、長野県、他市町村、関係団体等と連携し、産業の振興を図ります。

(計画)

- 地域特性を活かした産業の誘致促進
- 制度資金の活用による企業の資金の円滑化、生産力及び収益力向上のための経営相談及び各種施策の推進
- 就職支援の推進

4 商業、建設業、地場産業の振興と新産業の育成

(現況と問題点)

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による消費者のライフスタイルの変化や、道路網の充実に伴う大型店の進出は、望月地域にも大きな影響を与えています。

望月地域の商業の中心は、交通便利性の良い国道 142 号沿いに移行が進むとともに、既存商店街では経営者の高齢化や後継者不足が進んでいる一方、地元で採れた食材を活用した飲食店など、地域外からも多くのファンが訪れるような集客力の高い特色ある店舗が増えつつあります。

建設産業は、望月地域では関連業種を含めると多くの就業人口を抱える基幹的な産業となっており、雇用だけではなく災害発生時など緊急時の対応をはじめ、除雪など山間地域における生活を支援する面などで重要な役割を担っています。

しかし、近年の整備の局面から維持管理の局面への移行により、公共事業が大幅に減少していることから、経営規模の縮小を余儀なくされ、その役割を果たすには厳しい状況となっています。

地場産業では、米、高原野菜といった農産物のほか、鉄平石、酒、薬用人参等が挙げられます。

米については、全国的な需要の低迷と価格の低下により、経営の確立が難しく、米専業農家が減少しています。そのため、今後は、付加価値の高い米の生産体制づくりが課題です。

高原野菜は、他地域との生産時期の調整などにより販売額の安定を図り、ブランド化を進める中で、生産面積、生産量とも順調に推移してきました。しかし、栽培の省力化に頼って生産してきた野菜も、安全・安心の社会的ニーズに応え、有機・減農薬栽培による付加価値の高いものにすることが求められていますが、労働力不足と従事者の高齢化が深刻な問題となっています。

鉄平石は、近年の建設不況と資源の枯渇により生産量、販売額共に低迷しており、今後希少資源としてその利用方法を検討する必要があります。

酒は、健康志向が浸透し、アルコール摂取の機会が減少傾向にあることから、需要が低迷しています。しかし、近年、各地の地酒が注目され、価値観の多様化により特定の要件を満たした酒への関心が高まっていることから、長年培ってきた技術により地方の味を生かしつつ、新たな販売戦略を検討する必要があります。また、どぶろくやワインなどの日本酒以外の酒についても、特区や広域的な取組への参加などにより、活性化がみられ、多種多様な酒が望月地域で醸造され、広がっていくことが期待されています。

薬用人参は、全国でも、福島県、島根県、長野県でしか栽培されていません。かつては、生産単価が高く、農家にとっては魅力的な作物でしたが、中国や韓国の生産量の伸びにより国際競争力が低下し、単価の低迷や栽培が難しいことなどから、

薬用人参栽培農家は激減しています。それに伴い加工業者も大きな転換期を迎えています。

以上のように、時代のニーズへの鋭敏な対応が求められる地場産業は、全国で展開されている地域特産品の開発販売競争の場面で苦慮している状況です。

地域経済活性化のためには、住民の生活と最も密接な関係にある中小企業等の役割が大きく、それぞれ個性を生かし魅力を高めていくような産業振興を実施していくことが重要です。

（その対策）

商業では、大型店等と共存共栄が可能となるよう、商工会と連携し、経営改善事業、商業振興事業、人材育成事業、金融対策、相談・診断事業等を促進します。

建設業では、技術力や経営基盤の強化について支援するとともに、農林業や福祉など地域に根差した新たな分野への進出支援も視野に入れた取組を行っていきます。

地場産業では、地場産品を活用した商品や製品の開発支援を進めるとともに、消費動向の情報収集、販路の確保・拡大などについても積極的に推進することで、地域経済の活性化を図ります。

また、地域の特性を活かした新しい事業、例えば、どぶろくやワイン、チーズなどについても、関係機関等と連携した振興を図ります。

（計画）

○商店街の環境整備の促進

○商業経営者の経営能力及び経営意欲の高揚を図るための国、県、専門講師による広域及び個別の経営診断の実施及び経営講習会の開催

○S O I C及び商工会との連携による経営相談・指導の実施及び人材育成の促進

○金融の円滑化のための各種制度資金の活用促進

5 観光・レクリエーションの振興

（現況と問題点）

望月地域は、美しい森林や渓谷、温泉等の恵まれた天然資源、旧中山道の宿場跡や伝統行事等の優れた歴史的遺産、またゴルフ場等のリゾート開発地を主な観光資源として、滞在型観光地としての整備を図ってきました。

しかし、長引く景気の低迷、自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、観光ニーズの多様化などの影響から、全国・全世界的な観光地利用客の減少が続き、滞在型観光地としてだけでなく、日帰り利用等も含めた様々な利用ケースを想定した観光施策の推進が必要になっています。

また、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより、観光ニーズの多様化が進んでいることから、民間活力の導入や既存観光施設の有効活用等を図り、望月地域の特徴ある観光資源を最大限に生かした取組を推進していく必要があります。

（その対策）

中部横断自動車道の整備が進んだことで高速交通網の利便性が向上し、観光客の流動化が一層活発になり、観光の広域化が進んでいることから、引き続き滞在型観光地としての魅力づくりに努めるとともに、周辺地域と広域連携を図りながら、日帰り利用等の様々な観光ニーズに対応できる観光地づくりを推進していきます。

また、多様化するニーズに対応するため、空き家の有効活用や既存観光資源の景観に配慮した総合的な整備、自然環境などの地域特性を生かした農村との結びつきを強める取組の実施、眺望の美しい浅間山、蓼科山、旧中山道、春日温泉などの観光資源の掘り起こし等により、特色ある観光地づくりを推進していきます。

情報化の進展など、多様な観光ニーズに対応できるよう観光拠点の整備・充実を図っていきます。

農業体験事業について、受入団体の掘り起こしを図るとともに、広報誌及びホームページ等において参加者募集の支援を推進します。

（計画）

- 旧中山道宿場の町並み及びその周辺環境に係る整備
- 既存施設を含む温泉施設及びその周辺環境に係る整備
- 景観に配慮した観光案内板及び道路標識等の整備
- 周辺市町村等との連携体制の強化及び情報交換の活発化、観光ルート形成等による広域的観光開発の推進
- 文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係る整備
- 伝統芸能等の伝承に係る取組の推進
- 特色あるイベントの定着と充実、地域密着型イベントの展開

- パンフレット、ポスター、インターネット及びその他多様なメディアを活用した観光PRの強化充実
- 「望月の駒」に結びつけた観音峯周辺の整備
- 森林セラピー基地「春日の森」及び望月高原牧場を活用した観光振興施策の推進
- 居心地の良い空間の提供及び都市住民との交流拡大及び空き家を有効活用した定住促進

6 起業の促進

(現況と問題点)

望月地域における人口減少、特に地域の担い手や労働力の主となる若い世代の減少要因のひとつとして、働く場及び仕事の選択肢が限られていること等が考えられます。

過疎地域において、起業して経営を成り立たせることは、都市部に比べて難しい側面もありますが、近年では、望月地域の豊かな自然や風土に魅かれて移住し、起業した事業者が、あらゆる分野で活躍していることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、リモートワーク等の働き方が普及している状況を踏まえ、今後は、より多くの起業希望者・移住希望者に選ばれるまちとなるよう、積極的な支援等を図る必要があります。

(その対策)

商工会と連携し、相談、経営指導等による起業支援を実施します。

また、既存の空き店舗対策事業補助金や市制度融資を地域の実情に合わせて拡充するとともに、ポストコロナを見据えた新たな支援等により、望月地域における起業を促進します。

(計画)

- ICTを活用した起業に関する支援の推進
- 空き店舗等を活用し、起業するための支援の拡充
- 制度融資の活用の促進

■税制上の特別措置に関する産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく減価償却の特例及び減収補填措置の運用に当たっての、産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
望月地区	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

第3章各項目に記載のとおり。

なお、第3章各項目に記載の事業には、他の市町村等と連携して実施するものを含みます。

第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

1 交通体系の整備

（現況と問題点）

これまで、上信越自動車道や中部横断自動車道、これに連絡するバイパスや幹線道路の整備を進めるとともに、これらへのアクセスのため、望月地域内の幹線道路や生活道路の整備を進めることで、市内交通体系の整備を図ってきました。

しかし、望月地域は南北に4つの長い沢を擁す地形で、地区の懐が深く、沢と沢とを結ぶ山間地で、沢を越えた各地への連絡は、不便な状況となっています。

また、高原野菜などの農産物の出荷による大型車両の通行が多いため、道路の拡幅・改良等の整備を要する箇所が数多く残されているほか、市道等の維持修繕に必要な箇所も増加しています。

地域の市道橋については、すべてが永久橋になっているものの、老朽化しているものや狭隘なものもあり、対策が必要です。

さらに、望月地域は、市内でも特に積雪量が多く、寒冷な地域であることから、地域住民の安全・快適な交通の確保のため、冬季の積雪や凍結等への対応が必要です。

（その対策）

地域の集落間を結ぶ幹線道路を中心に整備を進めるとともに、通学路や生活道路についても必要性を十分に考慮して整備を図ります。

広域的なアクセス道路については、時々の産業振興の情勢を考慮し、計画的に整備を進めます。

市道等の舗装や橋梁の老朽化対策については、損傷度や劣化度を判断し逐次修繕を図ります。

除融雪に必要な設備を整備し、当該設備を貸与して市が管理する道路への凍結防止剤散布委託業務等を実施します。

（計画）

- 市道各路線の新設・改良・舗装・維持修繕
- 市道橋の修繕・更新
- 路面積雪及び凍結の防止等への対応

2 交通確保対策

（現況と問題点）

望月地域では、人口の減少や自家用車の普及などにより、地域住民の交通手段として重要な役割を果たしてきた路線バス等の公共交通機関の利用者が著しく減少し、交通事業者の採算性の悪化を招き、路線バス等の休止や廃止に追い込まれました。

このような中、現在、望月地域では、国、県及び市からの助成等により、生活路線バス・スクールバス・スクールタクシー・デマンド交通を運行し、公共交通の維持を図っています。

しかし、利用者数は依然として減少傾向であり、交通事業者の経営は厳しい状況です。

交通事業者の自助努力及び行政支援に限界がある中で、望月地域において将来にわたって持続可能で最適な公共交通体系を構築し、自家用車を利用できない交通弱者の移動手段をいかに確保していくかが大きな課題となっています。

（その対策）

交通弱者の移動手段の確保と地域振興にとって、路線バス等の存続は重要であることから、路線維持のため、利用者の増加に向けた広報活動や利用実態調査に基づいたより効率的で有用性の高い運行体系への改善に向けた各種施策を推進します。

また、公共交通事業者や利用者等との意見交換や調査を踏まえ、最適な公共交通のあり方についての検討を進めることで、将来にわたって持続可能な交通手段の確保に向けた広域的連携による各種施策を推進します。

（計画）

- 民間バス会社への委託及び助成による路線の確保及び運行体系の検討
- 各地域のニーズに即した最適な交通手段等の検討
- デマンド交通の運行及び運行方法の検討
- スクールバス、スクールタクシーの運行及び運行方法の検討

3 情報化の推進

（現況と問題点）

地理的不利性による時間・距離の制約や非効率性といった生活面及び産業面の問題の克服、また、難視聴対策や高速インターネットサービスなど、中山間地等に居住する住民に対する様々なサービス提供のため、デジタル技術の環境整備と利活用の拡充が必要です。

平成 29 年度から令和元年度にかけ、望月支所や避難所となる公共施設などに公衆無線 LAN を整備したほか、令和 2 年度からケーブルテレビ光ケーブル施設整備事業を進めており、望月地域においても設備整備及び伝送路網の光化を進めています。

（その対策）

情報受発信ツールの利活用を拡充し、効率的かつ格差のないサービスを提供することで住民の利便性向上を図ります。

高速大容量通信を活用したインターネット接続や防災情報配信などのサービスを拡充することによる市民福祉向上と地域活性化を図るため、引き続きケーブルテレビ光ケーブル施設設備事業による伝送路網の光化整備を実施します。

（計画）

- デジタル技術の利活用の推進
- ケーブルテレビ光ケーブル施設整備（FTTH化）

第5章 生活環境の整備

1 環境保全

（現況と問題点）

望月地域は、清らかな水が流れ、緑あふれる豊かな自然環境に恵まれた地域です。

しかし、近年、物流ルートや観光ルートになっており、不特定の往来が多い地域内の主要国県道の待避所などに、ごみの散乱が見受けられます。

また、家庭ごみの処理は概ね適正に行われていますが、一部には野焼きなどによる不適切なごみ処理が行われている状況も見られます。

こうした状況を改善し、恵まれた自然環境を将来に継承していくため、住民一人ひとりの環境美化意識の醸成を促し、地域の環境を改善することが必要です。

（その対策）

地域の環境保全は、佐久市環境基本計画及び佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例に基づき、地域における身近な美化活動などを推進し、住民の環境意識を向上させ、住民と事業者、行政が一体となり、不法投棄や野焼きをさせない環境の構築を図っていきます。

（計画）

- 関係機関と連携したパトロールによる不法投棄、野焼きの防止対策の強化
- 広報活動による住民の環境意識の向上

2 上水道

（現況と問題点）

水道事業は、平成 19 年度にその大部分について佐久水道企業団への移管が図られましたが、別荘地（富貴の平別荘地及び望月の郷別荘地）の水道施設については市が管理しており、水道管の破損個所の修繕等を行いながら施設の維持管理を行っています。

しかし、設置後 40 年以上が経過する中で、水源施設、管路においては大規模の改修が必要となっています。

一方、佐久水道企業団では、平成 30 年 3 月に策定した「水道事業ビジョン」に基づき、水道老朽管の布設替えなど、給配水施設の維持・管理の充実を図るとともに、新たな水源確保と計画的な管路整備を行い、水の安定供給に努めています。今後も引き続き、健全経営を堅持しながら、安全でおいしい水を安定的に供給することが必要です。

（その対策）

別荘地の水道施設については、老朽化した施設の改修、安定した水源水量の確保の検討等を行うとともに、施設の維持管理を適正に行うため、水道台帳の整備等を進めます。

佐久水道企業団においては、水道事業ビジョンに基づき、水源水量の確保、水源水質の改善、配水池容量の確保、老朽管の更新、応急給水量の確保、管路の耐震化等に取り組みます。

（計画）

○別荘地に係る水道整備の推進

※別荘地以外の水道施設の整備は、佐久水道企業団において実施

3 下水処理施設

(現況と問題点)

下水道整備については、平成2年度に、望月、春日、布施地区を中心とした「望月町特定環境保全公共下水道計画」を策定し、国の3省所管の事業を導入して、下水処理施設の整備を推進してきました。

国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業では、望月処理区については平成9年度、春日処理区については平成11年度に供用を開始し、一部を残し整備は完了しています。茂田井・観音寺地区については、川西保健衛生施設組合が事業主体となり特定環境保全公共下水道事業で実施され、平成8年度から供用が開始されています。

農林水産省所管の農業集落排水事業については、布施処理区について平成9年度から供用が開始されています。また、小規模集合排水処理施設整備事業についても、藤巻処理区について平成11年度から供用開始されています。

コミュニティ・プラントの善郷寺地区においては、平成5年度から供用を開始しましたが、維持管理費の削減を図るため、平成21年度に近接した特定環境保全公共下水道事業春日処理区に統合を行いました。

その他の地区の水洗化については、環境省所管の浄化槽設置整備事業により、普及促進に努めています。

いずれの事業についても、水洗化の促進により、快適で衛生的な生活環境を創出するとともに、水源地としての公共用水域の水質保全を図ることが必要です。

望月地域における下水道整備事業は完了しており、今後は人口減少の影響により流入汚水量が減少する中で、浄化センターの効率的な管理運営や、各処理施設の効率化や合理化を図るための施設の統廃合が求められています。

また、川西保健衛生施設組合における污泥処理施設については、平成14年3月供用開始から15年以上が経過し、機械設備に係る補修費用等の維持管理コストが年々増加し、今後、さらに大規模な改築更新が必要なことから、令和2年度末をもって炭化炉施設の稼働を停止し、污泥を民間事業者へ処理委託しています。

(その対策)

下水道の管渠工事については、整備が完了していることから、今後は一層の水洗化促進に努め、「下水道等整備構想エリアマップ」を活用して下水道の普及を図り、分散立地しているなど集合処理で対応できない地域については、浄化槽設置整備事業による浄化槽の普及促進を図ります。

また、川西保健衛生施設組合の処理施設において排出される污泥については、施設の再構築も含め、処理方針について検討していきます。

(計画)

- 下水道普及促進
- 処理施設の改築更新検討、統廃合
- 浄化槽設置整備
- 汚泥処理方針の検討

4 廃棄物処理

（現況と問題点）

望月地域の可燃ごみの処理は、川西保健衛生施設組合において処理してきましたが、新クリーンセンター建設に伴い、可燃ごみの処理を移行しました。

また、埋立ごみについては、市営うな沢第2最終処分場へ搬入し適切に処理するとともに、資源物については、容器包装プラスチックは圧縮梱包を行いリサイクル業者に搬入し、その他の資源物については、委託契約による中間処理業者に搬入して資源の再生を図るなど、住民・事業者・行政が一体となって、相互に協力し、資源循環型社会の構築を目指しています。

今後も環境負荷を極力低減させるため、一層のごみの減量化、再資源化が必要です。

（その対策）

佐久市環境基本計画及び一般廃棄物処理計画に沿って、一層のごみの減量化、再資源化、再利用の取組を推進します。

また、分別収集について地域住民へ周知をするための啓発活動を積極的に行い、分別の徹底と容量が有限である処分場の延命を図ります。

各家庭における生ごみ処理機等の利用による自家処理を促進し、ごみの減量化と堆肥化を推進します。

（計画）

○3R活動の推進（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）

○生ごみ処理機等の自家処理の推進

○分別方法の徹底

○レジ袋の削減及び簡易包装の推進

5 消防施設

（現況と問題点）

望月地域は、常備消防である川西消防署と非常備消防である消防団で消防体制が構成され、予防・防火・消火活動等に当たっています。

消防団は、地域防災の要として住民から大きな期待が寄せられている一方で、団員の約50%が地域外に勤務等しているといった実態があることから、緊急時における団員の確保が困難な状況にあります。

このため、自主防災組織（区）と連携した地域全体で補完できる体制づくりに取り組んでいるところですが、高齢化や核家族化等の進行により、地域コミュニティとの関わりの希薄化に伴う、地域防災力の低下といった課題があります。

災害情報伝達手段として、防災行政同報無線を整備し、運用するとともに、「さくネット」や「さくステ」等を活用した情報伝達の多重化を図っています。

また、山間地や狭い道路が多いことから、小型動力ポンプ付軽積載車等及び小型動力ポンプ等の計画的な更新・配備と、消火栓等消防水利の設置等の検討を行う必要があります。

（その対策）

自主防災組織、区等への出前講座を実施するなど、自助・共助・近助の地域支え合いによる地域防災力強化に取り組めます。

また、消防資器材の導入及び施設等を充実させることは、地域住民の安全確保のために必要であり、今後も地域消防力の強化と機動力の確保を図るため、小型動力ポンプ付軽積載車等の計画的な更新・配備と、地元要望による設置基準に基づいた消火栓等消防水利の設置を行います。

（計画）

- 小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新
- 消火栓の設置
- 防火防災用設備等の整備
- 消防団組織の見直し

6 公営住宅

（現況と問題点）

高齢化や核家族化の進行など、変化する社会情勢に伴って住宅事情の多様化が進んでおり、住環境の水準は確実に向上してきているものの、望月地域では既設の狭小団地の老朽化が課題となっています。

（その対策）

既設の比較的大きな団地については、個別改善により住環境の保持に努め、老朽化した狭小な団地については、人口増減の推移を考慮しながら集約を図ります。

（計画）

- 団地集約化の検討
- 個別改善の推進

7 安全なまちづくりの推進

（現況と問題点）

高齢化社会の進展に伴い、悪質な訪問販売、オレオレ詐欺や還付金詐欺など、高齢者を中心とした特殊詐欺の被害が後を絶たないことから、これらを防止する対策が必要となっています。

また、犯罪の発生防止や安全確保のため、防犯施設の整備や地域防犯体制の充実が必要です。

（その対策）

高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、区、警察、防犯組織民生児童委員会などと連携し、地域における自主防犯活動を強化するとともに、各種広報や講習会などを通じて高齢者等の生活安全の推進に努めます。

また、区の要望に応じた防犯灯の設置など、防犯施設の整備を推進します。

（計画）

- 防犯組織による出前講座（特殊詐欺被害防止講話など）の推進・促進
- 防犯情報のチラシ配布及び防災行政無線などによる注意喚起の推進
- 地域の警部交番、駐在所、防犯組織等との連携による自主防犯活動の強化
- 区の要望に応じた防犯灯等の防犯施設の設置

8 再生可能エネルギーの利用の推進

（現況と問題点）

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、一層の導入拡大が必要です。

佐久市では、全国有数の日照時間の長さを生かし、建物の屋根や壁への太陽光発電設備を普及するため、設置者に対して補助金を交付することに加え、平成25年には、望月地域に「佐久市メガソーラー発電所」を設置する等、太陽光発電設備の普及に取り組んでいます。

また、市民の安心・安全を確保するとともに、良好な生活環境、自然環境及び景観を保全するため、「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」を定め、太陽光発電設備の適切な設置等の確保を図っています。

再生可能エネルギーについて、生活環境、自然環境及び景観への影響に配慮した利用を促進する必要があります。

（その対策）

望月地域に適した再生可能エネルギーについて、生活環境、自然環境及び景観への影響に配慮した利用を促進します。

（計画）

- 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
- 再生可能エネルギーの活用に関する情報提供
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入

第6章 保健・福祉の向上

1 高齢者福祉

(現況と問題点)

望月地域は、令和2年4月1日時点で高齢化率が39.2%と、市全体の高齢化率30.4%と比べて8.8ポイント高いように、高齢化が顕著な地域です。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加するなど、高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者を取り巻く社会環境は変化しています。

望月地域には、軽費老人ホーム望月悠玄荘、養護老人ホーム佐久良荘があり、さらに平成14年度には特別養護老人ホーム「結いの家」を中心としたデイサービス（認知症対応型）や高齢者生活支援ハウスなどの機能を備えた老人福祉拠点施設を整備しました。

平成11年度に開所した望月総合支援センターは、デイサービス（一般型）、障害者共同作業所、浅科望月地域包括支援センターからなる在宅サービスの相談・支援の拠点となっています。

さらに、低料金で利用可能な入浴施設を備えた望月老人福祉センターを中心に、スポーツ施設である屋内ゲートボール場、マレットゴルフ場の他、介護予防施設である望月生きがいセンター、春日交流センターがあり、望月地域の高齢者介護予防活動等の拠点となっています。

本格的な高齢社会を迎え、高齢者福祉行政へのニーズは年々高まってきており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の整備、高齢者がいきいきと活動的に生活できる社会づくり、安心・安全な暮らしの確保に向けた取組が必要となっています。

(その対策)

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう、佐久市介護保険事業計画等に基づき、在宅サービスと施設サービスのバランスの取れたサービス供給体制の整備を推進するとともに、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」構築の実現に向けた基盤整備を推進するなど、高齢者が住みなれた地域で安心・安全な生活を送るための地域づくりやサービス供給体制の整備を引き続き推進していきます。

(計画)

○保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進

○福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保

- 介護予防に係る各種施策の推進
- ひとり暮らし高齢者支援の推進

2 障がい者福祉

（現況と問題点）

望月地域の障がい福祉サービス事業所の状況は、訪問系サービスである居宅介護が3事業所、行動援護が1事業所、日中活動系サービスである生活介護が3事業所、就労継続支援B型が2事業所、放課後等デイサービスが1事業所、短期入所が2事業所、居住系サービスであるグループホームが1事業所あります。

令和2年度に、市内事業者が、グループホームと短期入所を実施できる事業所を開所しましたが、日中活動の場である通所施設が不足しています。

また、障がい者の高齢化や加齢に伴い、障がいの重症化が増加し、生活課題が増大及び多様化しています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、また、社会参加のための移動手段の確保が必要であることから、公的サービスに限らず、地域の様々な社会資源との連携を図り、支援を行っていく必要があります。

（その対策）

新規事業所の開設により、施設サービスの不足の解消が図られてきていますが、不足しているサービスもあるため、引き続き障がい福祉サービス事業所に事業所の開設を働きかけていきます。

また、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるために、公的サービスとして、市の単独事業である障がい者外出支援サービス事業により、移動が困難な人や単独で公共交通機関を利用できない人のための外出の支援を行っていきます。

地域の社会資源として、市内の社会福祉法人、NPO法人等による、単独で公共交通機関の利用が困難な障がい者に対する福祉有償運送事業を実施し、主に病院への通院等の支援を行っていきます。

（計画）

○保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進

○福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保

3 児童福祉・子育て支援

（現況と問題点）

保育では、平成 29 年 4 月に、老朽化が著しい 4 保育所を統合した新保育所（もちづき保育園）を開所し、安全で良好な施設環境の中で保育サービスを提供しています。

近年の傾向として、出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進み、保育ニーズも多様になっていることから、3 歳未満児の入所児童数が増加傾向にあります。

また、統合した新保育所敷地内のつどいの広場（さくらんぼ広場）専用スペースにおいて、子育て中の親子の交流や遊び場の提供、子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談を行っています。

さらに、市では、子育て支援対策の中で特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備しており、望月地域においても、平成 20 年 4 月に児童館を開館し、児童の放課後の居場所や遊びの場の提供をしています。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育ての孤立化や子育てに関する不安、負担の増加などが問題となっています。

（その対策）

保育の受け皿の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図るため、適正な定員の設定と利用調整を行うとともに、乳児保育、延長保育、障がい児保育、一時保育など、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な保育サービスの提供を引き続き実施します。

つどいの広場（さくらんぼ広場）については、子育て世帯が抱える様々な不安や悩みに対応するため、引き続き子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談・助言・地域の子育て情報の提供を行うとともに、各種講座の開催や親子の交流ができる場を提供することで、家庭における子育てを支援します。

また、児童の健全育成を図るとともに、子育てしやすい環境の確保による地域の持続的発展を図るため、引き続き小学校及び地域と連携しながら児童館運営を行います。

（計画）

- 保育所運営に係る各種施策の推進
- 子育て支援に係る各種施策の推進

4 健康対策

【保健センター】

（現況と問題点）

保健センターは、市民に対し、健康相談、保健指導、健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とした施設です。

望月地域においては、保健センターという名称の施設はありませんが、望月総合支援センターがその役目を担っており、健診等で使用できる機能の居室を設け、日程も他の事業と重複することなく、望月地域の保健事業を展開する拠点として機能を果たしています。

今後、生活習慣病予防をはじめ、住民一人ひとりの健康の維持、増進を図る健康づくりの場として、多面的な支援を行えるよう、保健センターの機能の充実が必要となっております。

（その対策）

子どもから高齢者までのライフステージに応じた各種保健計画に基づいた母子保健（乳幼児健診、育児教室等）、成人保健（各種健診、報告会等）、精神保健（デイケア等）事業等を十分に実施できるよう、保健センター機能の充実を図ります。

（計画）

○保健センター機能の充実

【特定保健指導】

（現況と問題点）

生活習慣病予防のためには、住民が自らに合った適度な食事と運動に取り組むことが重要であり、保健師や管理栄養士等が、その取組を支援しています。

現在、特定健診を受診後、特定保健指導の対象者に指導を行っていますが、特定健診、特定保健指導の実施率が伸びず、改善のための継続的な取組につなげにくい状況です。

望月地域では、民間の取組や病院等での健康管理指導を受ける機会が得にくいことも一つの要因として考えられるため、条件整備を進め、特定健診から特定保健指導まで多くの方が意欲的に取り組むことができる体制整備を図る必要があります。

（その対策）

生活習慣病予防のために、特定健診を受診するにとどめず、特定健診の結果から、一定の基準によりメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の危険性があると判断された方に対し、保健師・管理栄養士等と共にその人に合った特定保健指導を

実施します。

医療機関とも連携を取り、多くの地域住民の方が健康状態を改善し、維持できるよう、人材育成を推進します。

(計画)

○特定保健指導等、健康づくり事業の充実

【健（検）診事業】

(現況と問題点)

健康長寿のまちづくりを進める上において、生活習慣病の予防は最重点課題となっておりますが、その基となる健康診査の受診率が低い状況にあります。

(その対策)

多くの地域住民が健康診査や各種がん検診を受け、自らの健康管理に役立てていただくための助成や受診勧奨を行うとともに、生活習慣の改善に取り組みます。

(計画)

○各種健（検）診事業の充実

【森林セラピー】

(現況と問題点)

望月地域には、森の癒し効果やリラククス効果を生かし、心と身体の健康づくりに役立てる場所として、「森林セラピー基地・春日の森」を設置しています。

市民の健康増進のため、また県内外の人々の癒しの場として、より多くの方が森林セラピーを体験できるよう、春日温泉の施設と連携したプログラムやモニターツアーを実施していますが、森林セラピーの体験者数は増加していないのが現状です。

森林セラピーによる効果を実感し、健康増進に役立てるため、適切な情報発信を図り、体験者数の増加につなげるとともに、気軽に利用できる森林セラピー基地として維持管理を継続的に行う必要があります。

(その対策)

森林セラピー基地と春日温泉の施設との連携を図る中で、望月地域にある美しい自然や温泉等を最大限に生かしたプログラムを検討し、広範な利用者へ広報や周知活動していきます。

また、利用者が安心して快適に利用できるよう、定期的な点検や支障物の撤去、補修等を継続的に行っていきます。

(計画)

○森林セラピー事業の推進

【公園】

(現状と問題点)

公園とは、公衆が憩い、遊びを楽しむための公共空間です。

望月地域には、ジリの木広場(10,500㎡、H5.6.8設置)、布施温泉公園(14,850㎡、H9.9.22設置)、若駒児童公園(1,475㎡、H11.10.7設置)、佐久良公園(6,900㎡、H18.10.24設置)、望月宿公園(770㎡、H18.3.20設置)の5公園を地域の特色を活かして整備しています。

公園には、遊具や芝生ひろば、マレットゴルフコース等を設置し、小さな子どもから高齢者まで楽しめるように配慮していますが、老朽化等も見られることから、適切な修繕や更新、施設の充実が必要となっています。

(その対策)

公園施設について、計画的な修繕や更新を行うことで施設の充実を図り、小さな子どもから高齢者までが憩える安全で安心な公園を維持するために適正な管理を行っていきます。

(計画)

○公園整備・維持管理に係る各種施策の推進

第7章 医療の確保

1 診療施設等

(現況と問題点)

望月地域の医療は、2つの一般診療所、5つの歯科診療所、1つの公的病院のほか、市が開設する3つの出張診療所によって支えられています。

その中で川西地域における入院施設を有する唯一の公的病院として、二次医療を担う中核医療機関である川西赤十字病院は、その本館がこれまでも幾多の改修を繰り返し、令和7年には、施設の耐用年数である39年を迎えるなど、施設の老朽化が課題となっています。

また、施設の拡充を図るために必要な機器類についても、更新の時期を迎えています。

これらに対応するために必要な支援策について、川西赤十字病院への補助金交付団体である川西保健衛生施設組合において、その構成3市町である佐久市、東御市、立科町で協議する必要があります。

このほか、産婦人科などの専門診療科設置による医療環境の充実への要望も寄せられていることから、関係機関による検討を進めていく必要があります。

地域医療確保対策として、布施地区の住民を対象に出張診療所を開設していますが、年々受診者が減少していることに伴い、令和2年10月から、診療日の見直しを行ったところです。今後も受診者数の状況により、地元と協議しながら診療所のあり方や運営について検討していく必要があります。

(その対策)

川西赤十字病院の医療体制拡充への支援については、川西赤十字病院への補助金交付団体である川西保健衛生施設組合を通じて、構成3市町である佐久市、東御市、立科町が分担金を支出しており、今後も継続した支援について関係団体などと協議を行います。

また、産婦人科などの専門診療科設置は、現状でも全国的な医師不足や偏在により医師確保が困難である実態を踏まえながら、関係機関で検討するとともに、必要な情報収集、提供を図っていきます。

地域医療確保対策については、布施出張診療所を開設し、浅間総合病院の医師を継続して派遣することで、地域医療確保を図っていきます。

(計画)

○地域医療体制の充実

2 無医地区対策

（現況と問題点）

無医地区出張診療所は、湯沢地区の住民を対象として、湯沢農業生活改善施設に開設しています。

受診者数が年々減少しているものの、高齢化が進み、移動手段を持たない地域住民も安心して住み続けられる機能を維持していく必要があります。

（その対策）

無医地区出張診療所の開設・維持に向け、受け手となる地域の医師と協力し、必要な地域医療を確保します。

（計画）

○無医地区における診療体制の確保

第8章 教育の振興

1 学校教育施設等

(現況と問題点)

少子高齢化をはじめ、国際化や情報化の進展、産業構造の変容など、近年の教育課題や課題には、様々な変化が生じています。

佐久市では、佐久市教育振興基本計画において、学校教育の目指す子ども像「夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども」を具現化するため、「①就学前教育の推進」、「②確かな学力を身につけた子どもの育成」、「③認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成」、「④心身の健康づくりの推進」、「⑤多様な子どもの学習機会の確保」、「⑥国際感覚を身につけグローバル化社会に対応できる子どもの育成」、「⑦地域を知り、地域を愛する子どもの育成」、「⑧望ましい学習環境の整備」といった8項目の目標を掲げています。これらの目標達成に向け、多目的に指導や学習ができる学習環境や個々の問題解決のために調査研究ができる設備、備品を量的、質的に確保することが必要になります。

また、基礎、基本をしっかりと身に付けるために、「少人数学級」、「TT（チームティーチング）教室」、「習熟度別学習」など多様な教育内容の実践が重要であり、情報機器をはじめとした学習環境の一層の充実を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに安心して、安定した学校生活を送るため、教育施設を適正に維持・管理するとともに、地域住民の防災の拠点としての校舎の利活用を視野に入れた運用にも考慮する必要があります。自然光、ソーラーシステムなど、環境に配慮した教育施設づくりに取り組むとともに、心身の健全な発達に向け、食育に資する環境整備も必要です。

また、少子化、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、子どもたちが、地域の方々との交流や豊かな文化、伝統に接し、その保存・継承の活動に参加することで、郷土愛や地域への誇りを育むことが重要です。

そのために、地域の人材の活用、地域の活動や行事への積極的な関与、先人の生き方に学ぶ学習を推進するとともに、多様な体験的学習を通して、多くの「ひと・もの・こと」に触れ合い、豊かな人間性を育むことが必要です。

また、家庭・地域・学校が連携した学校づくり・子どもの育成を進めていく必要があります。

(その対策)

グローバル社会・大競争時代・価値観の多様化した社会に対応できる「主体的な判断」、「共に生きる豊かな心」を持った人材づくりや、家庭・地域・学校が連携した子どもの育成、子どもたちの多様な力を受け止め、子ども自身が目標を持ち、実

現に向けて行動できるような、また、学校を主体とした、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを推進するための支援体制と高次・多機能な学習環境の整備を進めていきます。

(計画)

- 長野西高等学校望月サテライト校に係る支援
- スクールバス・タクシーによる学習環境の確保
- 信州型コミュニティスクールの推進
- 児童・生徒の学習環境等の整備

2 社会教育施設等

(現況と問題点)

社会が大きく変化する中、多様で複雑化する課題と向き合いながら、誰一人として取り残されることなく、生きがいを感じながら心豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会の実現に向け、生涯学習・社会教育がその役割を果たすことが期待されています。

佐久市では、佐久市教育振興基本計画において、社会教育の目指す市民像「生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民」を具現化するため、「①生涯にわたる多様な学習機会の提供と学習環境の整備」「②家庭・学校・地域・行政・関係団体等が一体となった青少年の健全育成・人材育成の推進」「③地域公民館などの利用促進と生涯学習指導者の確保・育成」「④文化・芸術・スポーツ活動の支援と振興」「⑤人権尊重のまちづくりの推進」を基本目標に掲げています。これらの目標を達成するため、社会教育施設の整備や学習機会の提供が必要になります。

このうち、平成7年に整備した駒の里ふれあいセンターは、最大400人収容可能な大ホールや、調理室・会議室・和室等を有し、地域の社会教育施設として大きな役割を果たすとともに、望月地域最大の「指定避難所」としての機能も兼ね備えた施設です。また、優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実、文化交流、地域文化の担い手の育成など、芸術文化活動の拠点としても利用されています。しかし、設置から25年が経過し、屋根や設備の部分的な劣化のほか、ユニバーサルデザインや省エネルギー対策が不十分な箇所も散見されます。

望月図書館は、施設の老朽化に伴い望月支所へ移設し、開放的な明るい雰囲気の中で、多くの市民に利用されていますが、支所庁舎そのものの経年による施設及び設備の老朽化が進行しており、整備の必要性が生じています。また、図書館の主な利用者層である高齢者、子育て世帯、児童について、望月地域の地域特性である山々を挟んだ地形とエリアの広大さから、アクセスのしづらさが課題となっています。

スポーツ施設については、佐久市内47箇所の社会体育施設のうち、望月地域には9箇所の屋内・屋外運動場があり、子どもから高齢者までそれぞれの年齢・体力・目的に応じた各種大会やスポーツ教室に有効活用されていますが、多様化するライフスタイル、スポーツニーズに対応するため、計画的なスポーツ施設の整備が必要です。

(その対策)

駒の里ふれあいセンターは、施設の長寿命化を進めるとともに、誰もが安心して利用できるよう、必要な修繕、改修工事を計画的に実施していきます。

図書館については、図書館まで出向くことが困難な方にも多くの本に親しんでいただけるよう、移動図書館車事業を実施していますが、より有効なステーション設

置になるよう見直しを行い、便利な移動図書館車の運行による、利用者の増大を図っていきます。

社会体育施設については、ニーズに応じた施設の整備を推進するとともに、既存の望月総合体育館等のスポーツ施設の環境整備を図りながら、施設の特性を有効活用し、スポーツの幅広い普及を促進します。

(計画)

- 駒の里ふれあいセンターの修繕・改修
- 移動図書館車事業の充実
- 図書館機能の充実及び施設等の整備
- 望月地域のスポーツ施設の整備
- スポーツを通じた様々な交流の推進
- 体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成・支援
- 各種スポーツ大会及びスポーツ合宿の誘致
- 望月地区各種スポーツ大会・教室の充実

3 男女共同参画社会づくりと人権教育の推進

(現況と問題点)

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権が尊重される差別のない明るい社会の実現に向け、平成 17 年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定しました。平成 19 年度には「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、5 年に一度、当該計画の見直しを行いながら、人権尊重社会の実現に向けて各種施策に取り組んでいます。

しかし、情報化の進展などの社会の変化を受けて、新たな人権問題の発生や部落差別をはじめとした様々な人権問題の複雑化・多様化が生じており、あらゆる差別の解消に向けて継続的な取組が必要です。

そこで、望月人権文化センターを望月地区の人権同和教育・啓発を行う拠点として、地域の歴史や地域課題、生活課題などを全体的に把握しながら、個別相談者の生活・人権に係る問題の解消を図るため人権相談を行っています。

主に高齢者、障がい者、母子、父子家庭等の課題に応じて関係機関と連携し助言指導を行っていますが、相談者の高齢化により、人権文化センターまで出向くことが困難な方や一人住まいの方などへの対応が必要となっています。

また、人権問題に取り組む NPO 法人等との協働により、「望月人権フェスティバル」、「いのちの駅伝」を開催しています。地域住民の交流の拡大や人権啓発の輪を広げていくことがこれからの課題となっています。

男女共同参画社会づくりは、平成 11 年 3 月に「望月町女性行動計画」を策定し、農業が基幹産業のこの地域では、家族経営協定など家庭内における役割分担への取組を実施してきました。

平成 17 年度の市町村合併を経て、平成 18 年度には、「佐久市男女共同参画プラン」を策定し、5 年に一度、プランの見直しを行いながら、男女共同参画社会づくり推進のための事業に取り組んでいます。

平成 26 年 4 月に「佐久市男女共同参画推進条例」を制定し、依然として残る性別による固定的な役割分担意識や慣行などの課題の解決に向けて、住民・事業者・市の役割を明確にし、男女共同参画社会づくりを推進しています。

また、平成 26 年度から、男女共同参画の推進に関して積極的な取り組みを行っている事業者の表彰を行い、事業所における雇用環境等の整備や、男女がともに活躍できる環境づくりなどの推進を図りました。

しかし、地域組織（自治会等）での固定的役割分担意識が強いのが現状であり、これらの諸課題に対し、啓発を推進していく必要があります。

(その対策)

あらゆる場における差別解消の根幹をなすのは人権同和教育であるため、学校、

家庭、地域等が一体となって人権同和教育講座等を開催し、さまざまな人権問題解消に向けた取組を推進します。

人権文化センターで発行している、通信「そよかぜ」を各戸配布しながら、人権文化センターに出向くことができない高齢者や一人住まいの方々への声かけを行うとともに、部落解放同盟佐久市協議会望月支部の協力を得ながら、一人でも多くの方と接触を行い、関係機関と連携しながら人権意識の啓発を図ります。

「佐久市男女共同参画プラン」を基に、男女共同参画社会づくり推進のための事業に取り組み、地域組織等における女性の参画促進を重点に、固定的役割分担意識を少しでも無くすため、地域に根差した啓発を推進していきます。

また、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者（法人、自治会、PTAなど）を表彰することにより、男女共同参画社会づくりをさらに推進するとともに、雇用環境整備等の促進を図っていきます。

（計画）

- 各種人権同和教育・人権啓発施策の推進
- 生活・人権問題等について気軽に相談できる「生活・人権相談窓口」の充実
- 人権NPOとの協働に係る取組の推進
- 佐久市男女共同参画プランの推進

第9章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興、施設等

(現況と問題点)

生活や心の豊かさを求めて、人々の文化や芸術活動への関心に高まりが見られ、優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実、国内外での文化交流、地域文化の担い手の育成など芸術文化活動の振興が求められています。

また、自然や歴史の中で育まれた文化は、地域の住民にとって貴重な財産であり、これらを保存・継承しつつ、新たな価値を見出し、個性ある地域文化として創造・発信していくことが必要です。

望月地域では、「書のまち望月」として、比田井天来の偉業を顕彰し、後世に伝えるとともに、諸作家の作品等を展示し、書道の発展向上に資するため、昭和50年度に、博物館として日本初となる書道専門美術館の「天来記念館」が設置されました。

また、平成3年度には、郷土における自然、歴史、民俗等の資料の収集及び調査や研究を行うとともに、これらの活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため「望月歴史民俗資料館」が設置されました。

両施設は、地域の歴史や文化の情報発信基地として重要な役割を担い、また中山道望月宿周辺に位置していることから、歴史文化探訪の拠点としての役割も担っています。

常設展示を基本として計画的に企画展を実施していますが、今後、更なる施設利用を促進するため、専門性を保持しつつ、誰もが楽しめるような魅力ある施設づくりに向け、企画展、講座等の内容を工夫する必要があります。

また、天来記念館が築47年、望月歴史民俗資料館が築31年を経過し、機器設備等の更新や建物の改修等が必要な時期を迎えており、機能強化及び長寿命化などを検討する必要があります。

(その対策)

望月地域は、「現代書道の父」比田井天来の出身地であることから、全国有数の書道博物館である天来記念館を設置しており、本施設を拠点として「書」の楽しさ、素晴らしさを望月地域から全国に向けて発信することで、交流人口の創出による地域の活性化を図っていきます。

また、望月歴史民俗資料館では、郷土の歴史と文化を伝える収蔵品の展示以外にも、講座や企画展を充実させることで、歴史への関心、学習意欲の向上を図っていきます。

各施設においては、地域の貴重な財産である史料や作品の適切な保存、展示など

の機能の強化、長寿命化を図るため、施設の計画的な修繕改修等を検討していきます。

(計画)

- 佐久市立天来記念館の各種事業に係る取組の推進
- 佐久市立望月歴史民俗資料館の各種事業に係る取組の推進
- 天来記念館及び望月歴史民俗資料館の修繕・改修（長寿命化）
- 文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係る整備

2 伝統文化の継承と地域活動の発展

（現況と問題点）

望月地域には、原始古代から近世、そして近現代を通じて、生活の中に根づいてきた伝統芸能が残されており、式三番叟や道祖神祭りなど、市の無形民俗文化財にも指定されています。また、現代書道の父といわれる書家を生み、地域に親しまれている書の文化があります。

これらの伝統文化を保護・保存及び継承することが重要ですが、地域文化の振興を図る保存会等組織の中には、活動が行われているものの、少子高齢化や社会情勢の変化による後継者不足等に伴い、組織の維持が難しくなり、存続に深刻な影響が出ている民俗芸能もあります。

昭和62年設立の「信州望月太鼓」は、地域の活性化と後継者の育成を図るため、地域の児童・生徒への指導や様々なイベントへの実演を通して普及活動を行っており、こうした様々な保存会等の活動を更に充実させていくことが重要となっています。

（その対策）

地域内において育まれてきた文化を継承していくため、保存会等による学校における普及活動や地域間及び文化団体間の連携による活動を支援するとともに、こうした活動を通じて、伝統文化の魅力について情報の発信を図ります。

また、保存会等による活動が継続して行えるよう、支援を行います。

（計画）

- 伝統文化保存委託に係る取組の推進
- 民俗文化財後継者育成補助に係る取組の推進
- 住民との協働による地域活性化に係る取組の推進（比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業）
- 伝統芸能等の伝承に係る取組の推進

第 10 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 住民参画、住民との協働の推進

(現況と問題点)

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化により、既存の社会経済システムや行政システムでは、質の高い住民サービスの提供が難しくなっている状況にあり、行政だけでは解決できない地域課題に対し、住民と行政が互いに協力し、補い合っ

て解決する仕組みづくりが重要になっています。こうした状況の中、地域住民で構成される「地縁型コミュニティ」の役割や、よりよい地域社会を築くという目的を共有する人々の集まりである「目的型コミュニティ」の活動に注目が集まっています。

望月地域では、区をはじめとした地域組織が、行政と連携しながら地域社会の形成にその役割を果たしてきたものの、高齢化や過疎化、ライフスタイルの変化などにより、組織機能の低下が課題となっています。

一方、NPO法人等の非営利公益活動団体が設立され、福祉・人権・文化活動など幅広い分野で積極的な活動が行われている状況があります。

市では、市民参加型市政の実現を図ることを目的に、平成 23 年度から、佐久市まちづくり活動支援金事業として、望月地域を対象とした「駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業」を実施しており、NPO法人等を中心に、地域文化の振興等の分野に活用されています。

今後は、NPO法人等の事業者と地域住民が連携して取り組む事業を支援し、地域の持続的発展を図る必要があります。

(その対策)

住民参画及び住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

NPO法人等による廃校した小学校を活用したイベントの実施など、住民が主体となった取り組みも行われていることから、こうした地域活動を支援し、地域経済の活性化を促進します。

今後も地域住民が主体となって活動する組織等を支援するほか、NPO法人等の設立支援を行い、協働による地域活性化を推進します。

(計画)

- 住民や団体との協働による地域活性化等に係る取組の推進
- 住民や団体との連携による公共施設跡地等の活用の検討
- 集会施設等の整備
- 住民や団体との連携による公共的な施設の整備の検討

2 財政基盤の強化

（現況と問題点）

これまで、地域内の道路や学校、保育、社会教育、情報通信等の各種施設について、新設及び大規模な修繕など、様々な過疎対策の取組を推進し、地域の自立促進を図ってきました。

今後は、新たに策定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、地域の持続的発展に向けて、これまで以上に地域住民や関係人口との協働等によるソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の展開の重要性が増し、財政需要もますます高まっていくことが見込まれます。

地域内においては、新たな人の流れや地域活動の活発化が見られており、こうした上昇気運を捉えて、過疎地域の持続的発展を支えるべく、財政基盤を強化する必要があります。

（その対策）

本計画に記載されている過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、過疎対策事業債の活用を図ることはもとより、過疎地域持続的発展特別事業における過疎対策事業債を財源とした基金の積立てを行い、必要に応じて取り崩し、過疎地域の持続的発展を支援する事業を実施していきます。

（計画）

○佐久市過疎対策基金の積立

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	地域の魅力発信による移住の推進及び定住 の促進	市	
		空き家の有効活用による都市住民との交流 拡大及び定住促進の取組	市	
		所有者に対する空き家の処分・利活用等の 促進	市	
		農業・林業等に係る体験型交流施策の推進	市	
		住民との協働による交流創出の推進	市	
		関係人口の創出による持続可能な地域づく り	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
2 産業の振興	(1)基盤整備	生産基盤の充実を図るための各種施策	市	
		経営基盤の安定及び収益性の高い農業を目 指した農用地等の流動化及び土地の集積化 の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能 向上及び新規就農支援	市	
		農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推 進	市	
		遊休荒廃農用地対策に係る施策の推進	市	
		整備済みのほ場内農道や用排水路の舗装整 備	市	
		広域的な地域間交流と活性化を図るための 集落間農道の整備	市	
		遊休農地の原因ともなっている急坂農道等 の整備	市	
		各種事業の導入による農道の改良舗装整備 及び用排水路等の整備	市	
		野生鳥獣保護管理対策の推進	市	
		有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進	市	
		I C T等を活用した有害鳥獣害対策の検討 及び推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備	松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整備の実施等による造林保育の推進	市	
		計画的な間伐対策の推進	市	
		森林事業の実施体制の整備（森林組合等による不在林有者への対応を含む）	市	
		森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するための私有林整備の促進	市	
		スマート林業の実現に向けたICTの導入	市	
		林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備	市	
		林業振興のための林道橋りょう長寿命化の推進	市	
	(3)経営近代化施設	農業に係る経営近代化施設の整備	市	
	(4)地場産業の振興	農業の担い手育成施策の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能向上及び新規就農支援	市	
		高原野菜を中心とする農産物の販売流通体制の確立及び充実	市	
		地域の特性を生かした地域特産物の開発と生産・加工・販売網等の確立	市	
		地産地消の推進	市	
	(5)企業誘致	地域特性を活かした産業の誘致促進	市	
	(6)起業の促進	ICTを活用した起業に関する支援の推進	市	
		空き店舗等を活用し、起業するための支援の拡充	市	
	(7)商業	商店街の環境整備の促進	市	
	(8)情報通信産業	デジタル技術の利活用の推進	市	
		ケーブルテレビ光ケーブル施設整備（FTTH化）	市	
	(9)観光又はレクリエーション	旧中山道宿場の町並み及びその周辺環境に係る整備	市	
既存施設を含む温泉施設及びその周辺環境に係る整備		市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレク リエーション	景観に配慮した観光案内板及び道路標識等 の整備	市	
		周辺市町村等との連携体制の強化及び情報 交換の活発化、観光ルート形成等による広 域的観光開発の推進	市	
		文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係 る整備	市	
		「望月の駒」に結びつけた観音峯周辺の整 備	市	
		森林セラピー基地「春日の森」及び望月高 原牧場を活用した観光振興施策の推進	市	
		居心地の良い空間の提供及び都市住民との 交流拡大及び空き家を有効活用した定住促 進	市	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業	生産基盤の充実を図るための各種施策	市	
		農業の担い手育成施策の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能 向上及び新規就農支援	市	
		高原野菜を中心とする農産物の販売流通体 制の確立及び充実	市	
		地域の特性を生かした地域特産物の開発と 生産・加工・販売網等の確立	市	
		地産地消の推進	市	
		農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推 進	市	
		地域の共同活動等に対する支援制度活用の 促進	市	
		野生鳥獣保護管理対策の推進	市	
		有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進	市	
		ICT等を活用した有害鳥獣害対策の検討 及び推進	市	
		松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整 備の実施等による造林保育の推進	市	
		計画的な間伐対策の推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	森林事業の実施体制の整備（森林組合等による不在林有者への対応を含む）	市	
		特用林産物生産の振興及び販売網の確立	市	
		林業振興のための積極的な広報活動の推進	市	
		木材の流通促進	市	
		森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するための私有林整備の促進	市	
		スマート林業の実現に向けたICTの導入	市	
		地域特性を活かした産業の誘致促進	市	
		制度資金の活用による企業の資金の円滑化、生産力及び収益力向上のための経営相談及び各種施策の推進	市	
		就職支援の推進	市	
		商業経営者の経営能力及び経営意欲の高揚を図るための国、県、専門講師による広域及び個別の経営診断の実施及び経営講習会の開催	市	
		S O I C及び商工会との連携による経営相談・指導の実施及び人材育成の促進	市	
		金融の円滑化のための各種制度資金の活用促進	市	
		周辺市町村等との連携体制の強化及び情報交換の活発化、観光ルート形成等による広域的観光開発の推進	市	
		伝統芸能等の伝承に係る取組の推進	市	
		特色あるイベントの定着と充実、地域密着型イベントの展開	市	
		パンフレット、ポスター、インターネット及びその他多様なメディアを活用した観光PRの強化充実	市	
「望月の駒」に結びつけた観音峯周辺の整備	市			
森林セラピー基地「春日の森」及び望月高原牧場を活用した観光振興施策の推進	市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	居心地の良い空間の提供及び都市住民との交流拡大及び空き家を有効活用した定住促進	市	
		ICTを活用した起業に関する支援の推進	市	
		空き店舗等を活用し、起業するための支援の拡充	市	
		制度融資の活用の促進	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	ケーブルテレビ光ケーブル施設整備（FTTH化）	市	
		デジタル技術の利活用の推進	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	デジタル技術の利活用の推進	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	市道各路線の新設・改良・舗装・維持修繕	市・県	
		市道橋の修繕・更新	市・県	
	(2) 農道	整備済みのほ場内農道や用排水路の舗装整備	市	
		広域的な地域間交流と活性化を図るための集落間農道の整備	市	
		遊休農地の原因ともなっている急坂農道等の整備	市	
		各種事業の導入による農道の改良舗装整備及び用排水路等の整備	市	
	(3) 林道	林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備	市	
		林業振興のための林道橋りょう長寿命化の推進	市	
	(8) 道路整備機械等	路面積雪及び凍結の防止等への対応	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路面積雪及び凍結の防止等への対応	市	
		民間バス会社への委託及び助成による路線の確保及び運行体系の検討	市	
		各地域のニーズに即した最適な交通手段等の検討	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	デマンド交通の運行及び運行方法の検討	市		
		スクールバス、スクールタクシーの運行及び運行方法の検討	市		
		佐久市過疎対策基金の積立	市		
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	別荘地に係る水道整備の推進	市		
		(2) 下水処理施設	下水道普及促進事業	市	
	(2) 下水処理施設	処理施設の改築更新検討及び統廃合	市		
		浄化槽設置整備	市		
		汚泥処理方針の検討	市		
		(3) 廃棄物処理施設	3 R活動の推進（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）	市	
	(3) 廃棄物処理施設	生ごみ処理機等の自家処理の推進	市		
		分別方法の徹底	市		
		レジ袋の削減及び簡易包装の推進	市		
		(5) 消防施設	小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新	市	
	(5) 消防施設	消火栓の設置	市		
		防火防災用設備等の整備	市		
		(6) 公営住宅	団地集約化の検討	市	
	(6) 公営住宅	個別改善の推進	市		
		(7) 過疎地域持続的発展特別事業	関係機関と連携したパトロールによる不法投棄、野焼きの防止対策の強化	市	
			広報活動による住民の環境意識の向上	市	
			下水道普及促進事業	市	
			汚泥処理方針の検討	市	
			3 R活動の推進（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）	市	
			生ごみ処理機等の自家処理の推進	市	
分別方法の徹底			市		
レジ袋の削減及び簡易包装の推進			市		
消防団組織の見直し			市		
防犯組織による出前講座（特殊詐欺被害防止講話など）の推進・促進			市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	防犯情報のチラシ配布及び防災行政無線などによる注意喚起の推進	市	
		地域の警部交番、駐在所、防犯組織等との連携による自主防犯活動の強化	市	
		区の要望に応じた防犯灯等の防犯施設の設置	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所運営に係る各種施策の推進	市	
		子育て支援に係る各種施策の推進	市	
	(3) 高齢者福祉施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保	市	
		ひとり暮らし高齢者支援の推進	市	
	(4) 介護老人保健施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		介護予防に係る各種施策の推進	市	
	(5) 障害者福祉施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保	市	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター機能の充実	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保	市	
介護予防に係る各種施策の推進		市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	ひとり暮らし高齢者支援の推進	市	
		福祉移送サービスなど障がい者の移送手段 の確保	市	
		保育所運営に係る各種施策の推進	市	
		子育て支援に係る各種施策の推進	市	
		特定保健指導等、健康づくり事業の充実	市	
		各種健（検）診事業の充実	市	
		森林セラピー事業の推進	市	
		公園整備・維持管理に係る各種施策の推進	市	
	(9) その他	佐久市過疎対策基金の積立	市	
7 医療の確保	(1) 診療施設	地域医療体制の充実	市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域医療体制の充実	市	
		無医地区における診療体制の確保	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	児童・生徒の学習環境等の整備	市	
	(3) 集会施設、体 育施設等	駒の里ふれあいセンターの修繕・改修	市	
		移動図書館車事業の充実	市	
		図書館機能の充実及び施設等の整備	市	
		望月地域のスポーツ施設の整備	市	
		集会施設等の整備	市	
		住民や団体との連携による公共的な施設の 整備の検討	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	長野西高等学校望月サテライト校に係る支 援	市	
		スクールバス・タクシーによる学習環境の 確保	市	
		信州型コミュニティスクールの推進	市	
		児童・生徒の学習環境等の整備	市	
		移動図書館車事業の充実	市	
		図書館機能の充実及び施設等の整備	市	
スポーツを通じた様々な交流の推進	市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成・支援	市	
		各種スポーツ大会及びスポーツ合宿の誘致	市	
		望月地区各種スポーツ大会・教室の充実	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	天来記念館及び望月歴史民俗資料館の修繕・改修（長寿命化）	市	
		文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係る整備	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	佐久市立天来記念館の各種事業に係る取組の推進	市	
		佐久市立望月歴史民俗資料館の各種事業に係る取組の推進	市	
		伝統文化保存委託に係る取組の推進	市	
		民俗文化財後継者育成補助に係る取組の推進	市	
		住民との協働による地域活性化に係る取組の推進（比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業）	市	
		伝統芸能等の伝承に係る取組の推進	市	
	佐久市過疎対策基金の積立	市		
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギーの適切な導入の促進	市	
		再生可能エネルギーの活用に関する情報提供	市	
		公共施設における再生可能エネルギーの導入	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		各種人権同和教育・人権啓発施策の推進	市	
		生活・人権問題等について気軽に相談できる「生活・人権相談窓口」の充実	市	
		人権NPOとの協働に係る取組の推進	市	
		佐久市男女共同参画プランの推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名) ※	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		住民や団体との協働による地域活性化等に 係る取組の推進	市	
		住民や団体との連携による公共施設跡地等 の活用の検討	市	
		集会施設等の整備	市	
		住民や団体との連携による公共的な施設の 整備の検討	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	

※事業名（施設名）は、令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室事務
連絡「過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分につい
て（別紙）」に基づき、記載しています。

【備考】本計画に記載の過疎地域持続的発展特別事業は、地域の持続的発展に資
するものであり、その事業効果は将来に及ぶものです。